

令和元年第5回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和元年12月11日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	12月11日午前9時0分宣告（第3日）																																														
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 岩 崎 真 滋</td> <td style="width: 50%;">2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>11 番 下 中 一 郎</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	10 番 窪 和 子	11 番 下 中 一 郎	12 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																																														
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																																														
9 番 山 田 仁 樹	10 番 窪 和 子																																														
11 番 下 中 一 郎	12 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>福 井 伸 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>寺 口 浩 代</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>原 益 代</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 主 幹</td> <td>川 端 康 嗣</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 主 幹</td> <td>井 上 嘉 久</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>竹 吉 一 人</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦	政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志	政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸	総 務 防 災 課 主 幹	寺 口 浩 代	総 務 防 災 課 主 幹	松 本 光 弘	住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育	住 民 生 活 課 主 幹	原 益 代	観 光 産 業 課 主 幹	川 端 康 嗣	観 光 産 業 課 主 幹	井 上 嘉 久	都 市 建 設 課 主 幹	竹 吉 一 人
町 長	西 脇 洋 貴																																														
副 町 長	植 田 充 彦																																														
教 育 長	岡 弘 明																																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																														
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																																														
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																																														
税 務 課 長	山 口 繁 雄																																														
住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘																																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																														
福 祉 課 長	西 岡 勝 三																																														
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																																														
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																														
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志																																														
政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸																																														
総 務 防 災 課 主 幹	寺 口 浩 代																																														
総 務 防 災 課 主 幹	松 本 光 弘																																														
住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育																																														
住 民 生 活 課 主 幹	原 益 代																																														
観 光 産 業 課 主 幹	川 端 康 嗣																																														
観 光 産 業 課 主 幹	井 上 嘉 久																																														
都 市 建 設 課 主 幹	竹 吉 一 人																																														

	教育委員会総務課主幹	浦井久嘉
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会議務局長 主幹 書記	西谷英輝 高橋恭世 和田里絵
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	2 番	長良 俊一	1 学校教育の充実について 2 特産物とPR事業について 3 今後の財政見通しについて
8	3 番	山本 隆史	1 平群町自主防災組織の育成について 2 新学習指導要領の実施に伴う夏休みの短縮 3 菊美台7号緑地ブロック擁壁上の土留め対策
9	5 番	稲月 敏子	1 櫛原地区メガソーラー建設について 2 自衛官募集対象者情報提供協力について
10	11 番	下中 一郎	1 投票所の今後について 2 くまがしステーションのリニューアル計画について
11	8 番	森田 勝	1 第2次財政健全化計画の推進状況は 2 民泊を推進して平群町を元気に 3 町内サイクリングロード沿いの観光開発について 4 太陽光発電設備の廃棄処分時の安全対策は

令和元年 第 5 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和元年 1 2 月 1 1 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和元年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号7番、議席番号2番、長良君の質問を許可いたします。長良君。

○2 番

おはようございます。本日2日目の一般質問の日となりました。私、一番最初の先頭バッターとして緊張しておりますが、上手にできるかわかりませんが、3回目を迎えまして、徐々になれながら、皆様方に御答弁いただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。発言番号7番、議席番号2番、長良俊一、議長の許可を得ましたので、今から一般質問させていただきます。

私、大きく3点質問させていただきます。

1番、学校教育の充実についてでございます。これからの時代、先輩方議員も皆さん御質問されてますように、ICT教育の充実のため学校で使うパソコン等の情報機器やソフトウェアなどの整備、また複数台の電子黒板やデジタル教科書を映すためのデジタルモニターの配備、また、学習支援ソフトとしての授業に取り組んでいただいと2回目、1回目の質問で御回答いただいております。

令和2年から始まる小学校の外国語の教科が始まります。それを踏まえて本町は、各小学校には学年に応じ、担任や加配教員、ALTが連携して創意工夫した授業を先行実施いただいとすることをきのうも答弁いただいております。

先生方の働き方改革に目を向けますと、勤務時間の問題、生徒指導、部活動、保護者対応などの課題が多く山積し、効率化が求められているのが現状でござ

います。これも前回の質問で答えていただきました。

去る11月27日の読売新聞の紙面に政府は、全国の小中学校で高速・大容量通信の整備をした上で、生徒に、児童に1人1台の学習用パソコンかタブレット端末を無償で配布する方針を固めたという記事を読みました。時代の変化が目覚ましい昨今、本町もほかの市町村に負けない特徴のある平群町を目指すためにも早いスピードで対応が求められているとっております。本町の考え方を伺いたいと思います。

これは私、1回目、2回目、3回目と子どもたちのことや環境のこと、先生方のこと、また次、ほかの市町村に負けない教育をやっているんだという発信のための質問でございます。

2点目は特産物とPR事業についてでございます。歴史ある平群町のPRに当たり、農産物として小菊、バラ、ブドウ、イチゴなどが平群町では特産物でございます。また加工品として芋焼酎「里の恵」、梅酒、日本酒の「平群」といような形で6次化産業も頑張っております。観光名所も点在し、平群町にはいろいろな発信する魅力あるものがたくさんあると思います。

今、奈良県でもいろいろな他府県に負けないものを発信し、自転車など広域で走る、いろいろなホームページございますが、「ならクル」などで信貴山ルートなどサイクリングロードがあり、平群町も西山間部の町として、奈良県の一部としてどんどん発信していくことが一番大事だと考えております。

また、平群町では産学官連携やさまざまなコラボを試み、平群町に来ていただく、同じ環境を見ていただく、感じていただく必要があると考えております。現存しているたくさんのアイテム、あると思うんです。農産物もそう、環境もそう、自然もそう。いろいろな形で平群町の方々が「ああ住んでよかった」と思ってもらえるように、現存した、いただく、たくさんあるこの魅力を発信するためにどのような取り組みをされているか。これは縦化の社会から横のつながりを聞きたい、そういったところからの観点で質問させていただきます。

最後に3点目、今後の財政見通しについてでございます。9月議会において本町の財政状況は実質公債比率15.6%と高水準であり、特に将来負担比率225.7%は全国でも夕張に次ぐ悪い数値と前回報告いただきました。この厳しい財政状況を打開するためにいろいろな、あらゆる角度から見直し、住民参画、住民協働、そういった形で皆さん御協力いただいて一生懸命前向きに新しい形のモデルをつくっていかないといけないと私は思っております。

今後、町民の皆様にも町行政の御理解、努力をしているというのをわかっていただくために現状を理解していただいて邁進していくためにこれから次の、この12月議会が終わり、新しい年度3月に向けて発信できるものは何か。それを

申しわけないですけども、今後の財政見通しとして簡潔にお答え願いたい。その3点目が最後、質問でございます。

最後に、私も4月の21日より年末を迎え、半年を過ぎ、あともう1回3月議会を迎えて丸1年になります。西脇町長もこの前、議会の冒頭で町長自身もおっしゃいました。丸々1年たちました。今後の取り組み、我々議会に期待するいろんな形を、あると思うんですけど、この取り組みを理解し、発信していくために希望ある施策を示せるようなことがあるかお答え願いたいと思います。

私、この3点、申しわけないですけども、今回の質問とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、長良議員の大きな1項目め、学校教育の充実についてお答えいたします。

1月27日の読売新聞に、政府は全国の小中学校に高速・大容量通信の整備をした上で児童・生徒に1人1台の学習用パソコンかタブレット端末を無償で配布する方針を固めたとあるが、本町の考え方はとのお尋ねですが、新聞記事の内容につきましては、先般、国が経済対策として2019年度の補正予算に計上される予定の事業が決定前に記事にされたものであると思われま。昨日の窪議員の御質問にも御答弁をさせていただきましたけれども、現時点では国や県からの詳細な情報は届いておりませんので、具体的な内容でありますとか要件等の詳細はわかっておらず、現在、精力的に情報収集を行っているところでございます。

教育委員会といたしましてもICT教育の推進を小中学校教育の重点として大きな方針を掲げており、そのための環境整備として今回の経済対策による事業が実施されるのは大変願ってもないことと考えています。今のところ、具体的な財政スキームがわかりませんが、現在の普通交付税措置よりも有利な財政措置が見込めると期待をしております。

先般、県の担当者会議でも県の担当者からは今回の国の事業に関し、このような機会はまたとないチャンスであり、県下の市町村が一致協力し、導入に向け前向きに進めていけるよう、県としても支援していくとの考えを示してくれました。教育委員会といたしましても今回の国の補正メニューの要件等の詳細を見た上で検討していきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議 長

長良君。

○2 番

御答弁ありがとうございました。私、議場で質問させていただいたように、6月期、9月期と同じように子どもたちと先生方の調和、それがやはり子どもを育てるに当たって一番大事なことだと思っております。今、平群町はいろんな形で横のつながりをつくり、先ほどの質問じゃないですけども協働、一番大事なことやと思っております。この6月、9月終わりました、教育について一通りぐるっと回ったと僕は感じております。申しわけないですけども、経済支援がいろんな形で教育も乗っていかないといけない時代と思っております。申しわけありませんが、教育長に一言、これから子どもたちをお預かりするに当たって、経済活動も含めていろんな施策、協力するんだという答弁いただければありがたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長

教育長。

○教育長

御答弁させていただきます。

先ほど議員もお述べになりましたようにICTの活用、そして外国語の教科化、さらには先生方の働き方改革と本当にとどまることなく教育改革が進められております。また、来年度から完全実施されます学習指導要領におきましては、2030年までの10年間の使用となっております。その10年間と申しますと、第4次産業革命といわれておりますように、本当に予測困難な時代になっていくのではないかなどこのようなことが予想されております。しかし、私たちは時代がいかに変化をいたしましても、子どもたちみずからその変化に対しまして主体的にしっかりと向き合っていく力をつけなければならない、このように考えております。そのためにも今後も引き続きまして、先生方や保護者、地域の方と協働、タッグを組みながら平群の教育発展に尽くしてまいりたい、このように思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

長良君。

○2 番

教育長、どうもありがとうございました。この教育に関する質問はこれで結構です。ありがとうございます。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、2点目の特産物とPR事業についての御質問ですが、それにお答えさせていただきます。

今、現存の平群町の魅力を発信する取り組みとしましては、サイクリングロードを活用した方法として11月16日に開催されました第2回信貴山サイクルロゲイニング2019がその一つでございます。自転車を使ったサイクルロゲイニングの開催を通じ、参加者に信貴山周辺にある歴史、文化資源を初めとする優れた地域資源に触れていただき、それを相互につなぐことにより、これを契機に各地域における魅力の再発見や地域が一体となって取り組む広域連携のまちづくりを推進するものです。企画運営は一般企業主体で実行委員会形式で行われ、各府県、市町、またサイクリング協会や商業協同組合など広きにわたり連携をとることでマンパワーでの地域活性化が行えます。

サイクリングルートとなっている経路は距離が11.4キロメートル、標高が286メートル、アップダウンのあるコースで主に中級者向けではありますが、各所に設けられたチェックポイントを自由にめぐるというイベント性のあるロゲイニング部分がサイクリングロードと名所や店舗とうまく連動されております。

平群町では、千光寺や信貴山奥の院などの有名な名所やサイクリングスタンドが設置されています道の駅くまがしステーション、イタリアジェラートとパスタの専門店であるm a m m a など食事や買い物のできる店舗など10カ所あり、ロードから離れているポイントについては高い得点が得られるなどの仕組みが設けられております。

イベント周知方法としては町の広報紙やチラシを平群町役場、道の駅くまがしステーション、総合スポーツセンター、信貴山観光iセンターなどで配布して、インターネットでの告知で広域にわたり周知をしておりました。また、イベントの副賞に平群町イメージキャラクターグッズを協賛品として平群町のPRにもつなげております。イベントで実施したことにより、来訪の促進、地域の魅力発信、店舗の収益、宣伝効果、来訪のきっかけ、受け入れ環境のまちづくりなどさまざまな効果を促進しようと考えております。

今後このようなサイクルイベントなどを通じて平群町の魅力を町内外の多くの方に発信できるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

長良君。

○ 2 番

ありがとうございます。一つ再質問させていただきたいと思います。私、家業のバラ園をしているときに、あるパートさんが一言、「長良さん、イオンビッグの前で近大の農学部が学生さんが農業をしてる。あれと何かつながり、平群町はあるの」と聞かれました。「産学連携で今やってるんだよ」と。「いろんな形で今回も質問させてもらおう予定なんだ」とそういうふうに。したら、「あ、そうなん。私知らなかったわ」と平群町の住民の方はおっしゃいました。

今、課長の御答弁でたくさんイベントしていただいている、そういうふうに僕は感じてはるんですけども、何せ今いる平群町の町民の方々、また町外の方々にアピールがちょっと僕、弱いんかなと正直に感じております。今たくさんアイテムある中で、新しい3月に予算を組んでいただくときに、じゃあ、こういうふうな形で町内外にアピールする、そういう施策を打つ予定がありますか。御答弁お願いいたします。

○ 議 長

観光産業課長。

○ 観光産業課長

先ほどおっしゃられた近大農学部との特産品開発の連携についてはですね、11月号の広報だったと思うんですが、そこにも近大農学部とこういったことを町と連携してやっていますよということで、広報にも掲載させていただいております。もちろん平群町の特産物だとかそういったものを内外に向けて発信する機会というのはたくさんあります。大きなイベントであります収穫祭だとか時代祭りとか、それ以外にも県内の大立山まつりとかいろいろな機会がありますので、その都度、平群の特産品の販売だとか、また、そういったイベントをするときには広報だとかポスターだとかで周知しておりますし、近鉄の主な駅なんかでもそういったイベントについて周知するようなポスターなんかも含めて方法ありますので、毎年そういったことで常に広報はさせていただいております。さまざまな機会を利用して、平群町の魅力発信については今後もやっていきたいというふうに考えております。

○ 議 長

長良君。

○ 2 番

ありがとうございます。ただ、これからの時代、同じパターンでの周知徹底だけではね、ほかの市町村も頑張っておられると思うので、違う角度からのアピールをまた試みていただきますように、観光産業課の方には御迷惑をかけると思いますけども、頑張っておってください。どうぞよろしくお

願います。

この質問は以上で結構です。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、長良議員の御質問の3点目でございます。今後の財政見通しにつきましてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、厳しい財政状況の中にあるからこそ、町の行財政の情報については住民の皆様にも納得の得られるよう、積極的に情報提供を行い、情報共有を図っていくことが重要であると認識をしております。そのため11月16日には住民説明会を開催し、現状の財政状況を初め、町が取り組んでおりますまちづくりの戦略について説明をし、住民の皆様の生の声を聞くことを基本的なスタンスとして実施をしたところでございます。

行政として住民の皆様にも説明責任を果たすことが開かれた透明性の高い行政であり、また住民の皆様が町行政への関心を高めてもらうことこそ住民本位の行政運営であると考えております。厳しい財政状況におきましても夢や希望を住民の皆様と語り、共有することである平群町が明るいものになると考えております。

現在来年度の予算編成のさなかでございます。令和2年度は町政50周年の節目を迎え、総合文化センターの開設など明るい話題がある年でもございます。議員からの御質問にもございましたが、確かに地方債残高に見られるように大変厳しい財政状況ではありますが、一方、町内では豊かな自然環境を初め、公園やスポーツ施設、四季折々の多彩な農産物など住民の皆様にも喜んでいただける資産も多くあります。これらの資産を大いに活用しまして、住民サービスを提供できるようなまちづくりに今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。私、議員になりまして半年の中でこの財政が厳しい中で、やはり役場の方々も横のつながり、少しでも始末するといいますか、住民にお返しさせてもらうのはもちろんやけども、このいろんな施設、今の御答弁の中でありましたように、無駄を省きながら一生懸命取り組んでるんだというのを町民の方々に感じてもらい、また新しい発信をしていただいてね、平群

町に住んでみようやないかと思う気持ちを持ってもらえるような発信をしていただければ一番ありがたいと思ってるんです。

最後に、もう一つ、新しい年度に向けて、これから2年目を迎えられる西脇町長のまちづくりに対する意気込みをお願いできればと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、長良議員の御質問にお答えさせていただきます。

平群町は議員の皆様も御承知のとおり、本当に財政状況が厳しい状況にあります。まずは財政健全化が今の平群町にとっての最優先事項だというふうに考えております。そのためには、住民の皆様の暮らしへの影響を最小限にとどめ、行政内部での健全化に取り組んでまいりたいと思っております。

現在令和2年度の予算編成を進めておりますが、予算編成の段階から赤字である未確定財源を極力計上することなく予算編成をしっかりとしてまいりたいというふうに考えております。また、春には総合文化センター・図書館がオープンします。住民の皆様の憩いの場や情報交換など、まちづくりの交流とにぎわいのある拠点として利用してまいりたいというふうに考えております。

そして、平群町には自然、歴史、観光資源、農産物など平群町が誇れる資源が数多くあります。これらの資源を活用して平群町の魅力をしっかりとPRして次世代につないでいけるよう、住民の皆様とともにまちづくりの施策に取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様方も御支援、御協力よろしくをお願いいたします。

○議 長

長良君。

○2 番

御答弁ありがとうございます。きょうは教育長、町長にも答弁いただいて、まだまだ若輩の僕ですが、本当に幸せに感じております。ありがとうございます。

最後に、西脇町長のリーダーシップのもと、職員の皆さん、一丸となって協力していただいて希望のある平群町のまちづくりに取り組んでいただくことを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号 8 番、議席番号 3 番、山本君の質問を許可いたします。
山本君。

○ 3 番

皆様おはようございます。議席番号 3 番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております三つの項目について質問させていただきます。

まず、大きく一つ目の質問でございます。平群町自主防災組織の育成について。

私たちは日ごろより住民の皆様が安全で安心して日常生活を過ごせるまちづくりに努めなければなりません。自然の猛威は年々強くなり、被災するたびに人間の力がいかに微力かということを感じ知らされます。ことしも残念ながら台風 19 号などの影響で 90 名を超える方がお亡くなりになりました。平群町では昨年のような豪雨による被災は逃れられたものの、防災、減災については住民の皆様の士気を高め、自助、共助の大切さを理解していただき、日ごろから取り組んでいただく必要があります。

町行政としても防災行政無線のデジタル化と子局の整備、更新を実施していただいておりますが、スピーカーの向きや自宅窓の二重ガラス防音効果も起因して、町行事のコマーシャルなど、いまだに聞こえにくいという声を聞きます。10月7日の議員視察先であります南あわじ市では、近年多発する豪雨災害や近い将来発生するおそれのある南海トラフ地震に備えるため、デジタル無線の整備後に個別受信機を住民票上の世帯主の方へ1台無償貸与されていきました。

そこで2点質問いたします。

1点目、私は平成29年6月議会の一般質問におきまして平群町自主防災組織の活動カバー率、組織率ともいいます、についてお聞きしましたところ、当時は77.4%で、全国平均の81.7%より4.3%低いことが明確になりました。また、今後も結成依頼文書の送付や、依頼があれば出前講座を開催し、最終的な目標は組織率100%を目指しますとのことで大変前向きな御答弁をいただきました。現在の自主防災組織率は11月16日に行われた住民説明会以降に1団体追加結成がありましたので、結成28団体で組織率が84.4%で、2年前の77.4%から7.0%上昇し、御努力をいただいたことに一定の評価をしております。残る15.6%の中に未結成の自治会がありますが、具体的に何が原因となって未結成なのかをお聞きいたします。

小さく2点目、国や県の補助金を採択し、平群町も個別受信機の全戸配布を実施できないものでしょうか。

大きく二つ目の質問でございます。新学習指導要領の実施に伴う夏休みの短

縮。

昨今の社会情勢はIT産業の発展やAIなどの技術革新が急速に進み、次代を担う子どもたちへの教育環境も考え直す時期に来ております。そこで政府は、子どもたちにはみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、みずから判断して行動するような生きる力を育むために、令和2年度から全国の公立小学校で約10年ぶりに改訂された新学習指導要領を全面実施することを決定いたしました。続いて、令和3年度から中学校で全面実施、令和4年度より高等学校においては新入学生から年次進行で実行されることになっています。

保護者の皆様からは「何が変わるの」とか「準備は必要なの」など少々不安の声も聞こえてきますが、当然ながら保護者の皆様には新学習指導要領の理解と家庭での協力は欠かせません。学校教育では社会の変化を見据えた新たな学びとして、主に小学校中学年から外国語活動を、高学年から教科として外国語を導入、また小学校におけるパソコンのプログラミング教育を必修化する等としています。しかし、これらの授業時間を追加すると、連日6時間授業を行う必要が生じることになり、児童への負担が大きくなることから、全国各市町村の教育委員会では授業枠を確保するために夏休みを短縮する案を検討しております。

近隣では生駒市が7月21日から8月31日までの夏休みを来年度より7日間短縮して8月24日までと決定いたしました。また、奈良市や葛城市では既に夏休みの短縮を導入されております。確かにエアコン設置で、夏場の教育環境も整い、よいアイデアだと思いますが、教職員の働き方改革の観点や給食費の追加負担なども検討せねばなりません。

そこで1点質問いたします。昨日、馬本議員さん、窪議員さんより質問がありましたが、再度御質問させていただきます。平群町教育委員会としましては新学習指導要領の実施に伴い、来年度からの夏休みを短縮するのかしないのか。するのであれば短縮期間の日程を、しないのであれば平日授業の追加策を具体的にお聞きします。

大きく三つ目の質問です。菊美台7号緑地ブロック擁壁上の土留め対策についてであります。

平成29年10月21日土曜日から23日月曜日にかけて台風21号が猛威を振るい、平群町内の宅地や農地で土砂崩れが54件、土砂流出9件、地盤沈下9件、合計72件の被害報告を受けました。政府は激甚災害指定を閣議決定しましたので、平群町も被災箇所を補助金申請しながら復旧に努めていただきました。被災から1年半にわたり、菊美台自治会より菊美台4丁目の7号緑地ブロック擁壁上北側からの土砂流出の再発防止要望書を提出しており、ようや

く本年5月22日より堆積土砂撤去工事が開始されました。

土砂流出再発防止処置としまして土砂で詰まっていた側溝やその付近を重機を導入して整備していただきました。ところが、土砂流出場所に連なる7号緑地西側に地滑り防止のコンクリート構造物があることが判明したことで、当初の計画が変更となり、西側付近の側溝内土砂撤去が未実施となっています。再度菊美台自治会より本年10月29日付けで2件の要望書を提出しましたところ、西側側溝内に堆積している土砂については今年度中に撤去しますとの回答をいただきましたので、これは速やかに着工をお願いいたします。

問題はその要望書の2件目に記載されている大型土のうでの土どめ対策であります。現在も擁壁上には2段に積まれた高さ2メートルの土のうが南北方向へ約40メートルにわたって設置されています。土のうは一時的な防止策に使用されるものであり、袋のタグには長期仮設3年の対応と記載されております。

そこで2点質問させていただきます。

1点目、要望書の御回答で「大型土のう設置後は異常がないか定期的に確認調査を実施する」とのことでしたが、定期的とはどのぐらいの期間なのか。また確認調査とは具体的にどのような方法でお考えでしょうか。

2点目、大型土のう設置後において、土のうの寿命は3年程度ですので、3年後には新たな土どめ対策を施行していただくという認識でよろしいでしょうか。

以上、大きく3点の質問につきまして、町長、担当課長より明快な御答弁をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、山本議員の大きな1点目の質問でございます。平群町自主防災組織の育成についてお答えさせていただきます。

この中で2点質問いただいております。しております。1点目の御質問でございます。自主防災組織未結成の自治会は何が課題で未結成なのかについてでございます。議員お述べのとおり、現在、町内40自治会のうち28自治会で既に結成され、組織率は84.4%となっております。また、協議、調整いただいております自治会が3自治会あり、残り9自治会が未結成という状況でございます。

そこで、未結成である原因、課題でございますが、各地域によって世帯数や世帯構成、年齢差などの地域性及び危険箇所の有無、危険箇所の危険度など地形的状况からそれぞれ異なる状況にあり、各自治会でさまざまな原因が考えら

れます。それらを前提に一例を申し上げますと、地域での防災リーダー的な人材が不在であったり、地域内で自主防災活動に対する認識に違いがあることから、ともに活動する自治会員の賛同が得られずわずかであること、あわせて自治会の合意が得られない場合や、さらには個々の防災意識の高まりが成熟していないなどが挙げられます。協議、調整中の自治会におかれましても、継続的に活動していくための組織づくりに苦慮されている場合などが挙げられます。いずれにしましても町といたしましては、自主防災組織の必要性を訴え、組織率100%を引き続き目指し、地域住民の防災意識への関心、共有を後押しをするため取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問でございます。国や県の補助金を採択し、個別受信機の全戸配布の実施をについてでございます。

個別受信機の設置に当たっては、土砂災害警戒区域の世帯や高齢者や障がい者など音が聞こえにくい方や避難に時間を要する世帯に対する無償貸与に限ってのみ特別交付税の対象経費となり、70%が措置されます。対象世帯は本年11月1日現在で約4,500世帯あり、個別受信機1台当たり仮に5万円とした場合です。この5万円というのは過去に業者のほうから提示があったものなんですけども、内容により変わることがございますけど、今回ちょっと答弁の中では仮にということ御了解願います、仮に5万円としますと対象経費が2億2,2500万円で、うち30%が町負担で6,750万円となります。さらに全世帯となりますと残り3,400世帯に配布することとなり、さらに1億7,000万円が必要となります。合わせますと約2億3,750万円が必要となります。

個別受信機につきましては、天候に左右されず屋内で防災行政無線の情報を受けられ、停電時であっても電波が受信できる状況であれば乾電池を用いて情報受信できるメリットがありますが、一方、さきにも述べましたように非常に高額で財政的な負担が伴いますので、議員御提案の個別受信機の全戸配布につきましては非常に困難であるとお答えせざるを得ません。

ただ、本町といたしましても屋外スピーカーにおいて、できる限り聞き取りやすい環境づくりのための住民からの御意見を十分に取り入れながら継続して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山本君。

○3 番

御答弁ありがとうございます。

まず1点目の防災組織についてですが、未結成の自治会が12自治会のうち協議、調整中が3自治会ということでございました。この3自治会は非常に恐らく世帯数の多い場所であると思われるので、結成されれば組織率は恐らく90%を超えてくるのではないかと思いますので、引き続き結成まで細やかなフォローをお願いしたいと思います。

また、組織率を100%を目指して、地域住民の防災意識への関心、共有を後押しするために取り組んでまいりたいとの御答弁もいただいておりますが、未結成の地域に対して具体的な取り組みをどのように計画されているのか、もう一度さらに教えていただけますでしょうか。

また、二つ目の個別受信機につきましては、特別交付税の対象世帯数の配布だけでも町負担が6,750万円、全戸配布となると約2億3,750万円が必要との御答弁でしたので、大変困難な状況であるということは理解いたします。しかしながら、公共施設等にはもう既に設置済みと聞いておりますので、せめて今立ち上げようとしている、立ち上がっているところの各防災組織については1台ずつ配付していただける御検討もしていただきたいと思います。

しかし、先ほど述べましたように、防音効果のある屋内や高齢者、障がい者の方にとりましても屋外スピーカーによる伝達方法には限界があると思いますので、現在登録制メール配信も導入はされてはおりますが、メールアドレス等を持たない高齢者などに対してはどのような対策をお考えでしょうか。

以上2点お願いします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

二つほど再質問いただいたと思います。

まず組織、いろいろ向上のためにどのような取り組みをしているかということでございます。まず、現在も地元自治会からの要請があれば出前講座を開催し、自主防災組織の重要性、共助の必要性を訴え、近年の風水害による災害が本町は決して例外でないということ、身近に起こり得る現実であることを強く訴えかけているというところでございます。また、既に結成済みの自主防災組織での取り組みなどを紹介し、取り組みやすい環境づくりに努めております。さらには、今後、防災訓練などを通じて全住民の防災意識への関心、共有そして向上につなげていきたいと考えております。

それからもう一つ、再質問いただきました防災個別受信機の関係でございます。今メールアドレスを持たない高齢者などへどうしたらいいかということであったり、自主防災組織への配付についてでありますけれども、高齢者などへの

配慮としまして、今回、防災行政無線のデジタル化と子局の整備、更新とあわせて、防災行政無線での情報伝達の漏れを防ぐためテレホンサービスにより情報受信できるシステムを構築いたしております。高齢者の方などが聞き取りにくかった場合、電話をしていただくことで同じ内容の情報が入手できるという仕組みであります。また聴覚弱者への対応としまして従来のファックスによる情報伝達を実施しておりましたが、その代替として、台数には今のところ限りあるんですけれども、文字表示用個別受信機の設置を考えているということもございまして、あと、自主防災組織への個別受信機の配付につきましては一応意見として賜っておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

山本君。

○3番

御答弁ありがとうございます。

自主防災組織については、ただいま述べられたことを有言実行していただきまして、引き続き100%を目指して取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目の情報伝達につきましては、テレホンサービスや文字表示用個別受信機の設置など、細かな住民サービスをこれから構築されることを聞きまして非常にうれしく思います。これらのサービスについても私も初めて聞きましたので、環境が整い次第、住民の皆様にも周知していただき、有効利用していただけるようお願い申し上げます、この一般質問は終了させていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、山本議員の大きな2項目めの新学習指導要領の実施に伴う夏休みの短縮についての御質問にお答えをさせていただきます。

新学習指導要領の実施に伴い、来年度から夏休みを短縮するのかもしれないのかとのお尋ねですが、本町では次年度の夏休み期間の短縮は行わない方針であります。

次に、短縮をしないのであれば平日授業の追加策を具体的にとのお尋ねですが、議員お述べのとおり、新学習指導要領の本格実施に伴い、授業時間数をふやす必要があります。各小学校においては3・4年生の外国語活動を年間35こま、5・6年生では外国語の教科として年間70こまの授業となり、来年度から3年生から6年生は週に1時間の授業数がふえることとなります。平群町では既に昨年度より3・4年生につきましては年間25こま、5・6年生につ

いては年間60こまの授業数で先行的に実施をしております。今回の新学習指導要領本格実施への基本的な対応としましては、授業時間数の増加分を確保するために週のうちいずれかの曜日の6時間目を活用いたします。各小学校で授業の時間割やクラブ、委員会活動がある週などは学校によって違いがあり、週に1時間の授業数を確保する曜日が異なります。

具体的な事例といたしましては、北小学校では3年生は金曜日の6時間目に、4年、5年、6年生は月曜日の6時間目で授業を実施をします。これに伴いまして、週によって月曜日の6時間目に行っていたクラブや委員会活動を水曜日の6時間目に移すことによって、月に2回程度は水曜日が通常の6時間目の下校時間になります。

このように総合学習の時間、また、クラブや委員会の活動、清掃などの時間を見直して時間割の工夫を行いまして、下校時間も意識して子どもたちに大きな負担が生じないように対応していきたいと考えておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

山本君。

○3番

御答弁ありがとうございました。この新学習指導要領の実施前から3年、4年では25こま、5・6年生では60こまを先行実施されていたことで授業時間の増加による児童への負担を最小限に抑えられたことには、平群町教育委員会の皆様に本当に敬意を表したいと思います。

実施に向けての課題として再質問をいたしますが、放課後に塾やスポーツクラブなど、最近よく行かれている方が本当に多いんですが、その通っておられる児童のスケジュールに変更が少なからず生じると思いますので、保護者の方々にはいつごろ周知される御予定でしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

保護者の皆さん方への周知につきましては、放課後の習い事などの予定もございますので、早く行わなければならないと考えておるところでございます。いち早く北小学校につきましては、12月2日の学校通信で保護者宛に周知が既に行われております。そして、そのほかの小学校におきましても、12月の23日の終業式には保護者に通知する予定で現在進めておるところでございます。

○議 長

山本君。

○3 番

ありがとうございます。本当、周知につきましても抜け目のない体制をとっていただきまして本当に感謝いたします。今後もタブレットの配布など社会の変化を見据えた新たな教育が導入されてくると思いますが、財政厳しい中でも教育環境の整備については最優先で推進していただきますようお願い申し上げます。この質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

3項目めについてお答えをします。

菊美台緑地土砂災害の復旧工事につきましては、工事がおくれ、御心配をかけ、おわびいたします。

1点目、土のうの状況確認につきましては、おおむね6カ月ごとに実施いたします。ただし、梅雨時や台風時期など豪雨時には随意実施いたします。調査の方法は目視により点検いたします。

2点目、のり面3年後の新たな土どめ対策については現状の土のうで土どめの機能を有しており、セメント改良土を詰めていることから、今後時期的なことも含め、状況を見て、町が責任を持って対応していきます。

○議 長

山本君。

○3 番

御答弁ありがとうございます。

1点目については、土のうの劣化等をおおむね6カ月ごとに目視にて点検していただくということでした。

2点目の土のうでの土どめ対策については一定の土どめ機能を有していることから今後も町が責任を持って対応しますとの答弁をいただきました。「今後も町が責任を持って対応します」というこの言葉に近隣住民の皆様は少しでも不安が払拭されたかと思っております。また、私の一つ目の質問でしましたように想定外の豪雨などの対策として菊美台自治会、防災会の力もおかりしながら地元住民の方々にも自助、共助の精神で日ごろから危険箇所の見回りですとか防災訓練を心がけるようお願いしたいところでもあります。

この件につきましては、菊美台自治会からたび重なる要望書が提出されていますので、今後も重点的に点検を実施していただきますようお願い申し上げます。

して、この質問は終わらせていただきます。

私の一般質問は以上で終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

10時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時52分)

再 開 (午前10時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○5番

それでは、先般2点にわたっての質問通告をしておりますので、ただいまから質問をさせていただきます。

質問に入る前に、大変申しわけないです。ちょっと間違っている部分がありますので、御訂正をお願いしたいと思います。1行目の「12月7日に」というのは「17日」の間違いで「1」が抜けています。それと9行目、パネルの枚数ですが、これ、「6,000枚」となっていますが、「6万枚近い」というふうに訂正をしていただきたいと思います。

それでは、本題に入っていきます。ことしの夏、秋には15号、19号台風が大変大きな被害を全国にもたらしてまいりました。台風が巨大化をし、強い勢力のまま日本列島に上陸をしているような状況です。これはまさに地球温暖化が原因であるというのが気象学などの専門家たちの見解でございます。地球温暖化の原因は二酸化炭素の増大で石炭や石油など化学燃料の使用を最大限減少させることが重要となっております。また、廃棄物の処理もできない、人類とは共存ができないことが明確になった原子力発電からの脱却は言うまでもないことでありまして、自然エネルギーへの転換が今、大変大きな課題となっていることは承知をしておるところでございます。

これについては小水力発電や太陽光発電、できるだけ小さな単位、地域ごとでの大いなる推進、できるだけ地産地消でやっていけるような取り組みが最も望ましい姿だと専門家も現在提唱をされております。巨大太陽光発電所の建設

のために多くの山を崩し、森林を伐採し、住環境を破壊するというような太陽光発電所の建設はやめるべきだと気象学の専門家も強く述べられているところです。このことを前段に述べさせていただいて、その上で私の櫛原山間部における太陽光発電所建設について質問をさせていただきます。

1 2月の17日には町内全域の住民を対象に事業者主催の説明会が実施されることとなりましたが、既に県の認可は下りている、また、町と事業者との協定書が締結済みであるという状況が先日行われた全員協議会でも明らかになり、住民の不安は大きくなっているところがございます。当該地は標高300メートル以上あり、この下部には多くの住民が居住をする住宅団地が存在をし、建設予定地と住民居住地の間には砂防法指定地域、土砂災害警戒地域も含まれるなど、本開発が災害誘発の原因にならないのか。自然エネルギー施設ではあるものの、大規模に森林を伐採し、6万枚近いパネルを設置することは地球環境を悪化させることになるのでは、環境のよさや平群の山や緑が気に入って引っ越しをしてきたのに裏切られて残念だと多くの住民は町の判断に不信を持っておられます。

1点目、本開発事業について平群町としての基本的な考え方を伺います。また、事業者が県に求めた開発許可申請に当たって本町として県に提出をした意見書なるものがあるのかないのか。あるなら提示をしてください。

2点目、具体的な問題についてお伺いをさせていただきます。

小さな①、近年各地でたびたび発生をする集中的な豪雨に対してどう対応すると考えられていますか。雨量設定、どれぐらいの雨量を考えて設定されているのか。また調整池の配置、数、調整池までの水路などの配置は適切であるのか。

2点目、協定書にある「防災施設の異常を検知したとき」とあるがどのような異常を想定をされて書かれているのか。

3点目、協定書にあるモジュールの破損、パネルの破損ですね、それから飛散のときに有害物質の漏洩防止、あと略しますが、こういう文言があります。どのような有害物質が含まれているのか明らかにすること。また有害物質が含まれているとわかっていて是としていいのかということ。

4点目、「除草用等として農薬を使用するときは」、真ん中を略しますけれども、「農薬を選定すること」とあるが、使用頻度や種類、濃度などについて明確にしてください。

5点目、当該地における動植物の生態について、県の林地開発審議部会において希少種が確認された場合には標本をつくる等とこういう言葉が述べられております。一方、平群町の平群町史、これには奈良県下で当該地付近にのみに

生息をする希少植物シロバナウンゼンツツジの保存について熱く述べられています。どのようにこの点についてはお考えか。どう保存しようかとされているのかお伺いをします。

また、イノシシ、野ウサギなど動物の生態も開発によって変化をすることは明らかです。人家や農地への影響も大きくなるのではないかと考えられますが、この点についての見解を明らかにしてください。

6点目、協定書には「本事業中、造成後に本事業に起因して災害が発生した場合については事業者において解決すること」とあります。現在ローズタウンの北西部で進んでいるメガソーラーの造成地では1時間雨量20ミリでたび重なる被害がこの間出てまいりました。当該地では、この当該地というのは櫛原です、この地、ローズタウンのところ以上に標高が高いわけです。高低差も大きく、盛り土面積も非常に広い。こういう土地で災害発生もさらに多くなると想定がされますが、造成中の監視体制はどのようにとるのかお示してください。

七つ目、設置パネルの寿命は何年と契約がされているのか。またそれ以後の処理はどのようになるのか明確にしてください。

大きく2点目です。自衛官募集対象者情報提供協力についてです。

昨今、募集しても集まらない自衛隊では、新規隊員、幹部候補生募集のため18歳と22歳の男女の名簿作成のために地方自治体に対して名簿提出を強く求めてきていると聞いております。その理由としては従来の閲覧転記には時間と人数が必要で非効率的と述べているようでございます。全国の地方自治体の中には住民基本台帳の閲覧も住民のプライバシーの侵害につながる可能性があるため住民の理解が得られにくいとして、閲覧もさせていない自治体もあります。本町では現在18歳と22歳の男女の抽出名簿閲覧をさせていると奈良県平和委員会の問い合わせに回答をされていると聞いております。以前、この閲覧に対しては単なる閲覧で対応しているという答弁でございましたが、いつ、なぜ抽出名簿に変更されたのかお伺いをします。

本来はこのような閲覧にも協力してもらいたくないと我々は考えております。まずは抽出名簿の閲覧はきっぱりとやめるように強く求めておきます。

この2点について御答弁いただきますようお願いをいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、稲月議員さんの1点目について御答弁をさせていただきます。

まず、大きな一つ目についてでございます。基本的な考え方は太陽光発電は温室効果ガスの排出量の削減を目指す脱炭素社会の実現に向け、重要なエネル

ギー源の一つです。この発電所での発電量は発電事業者の試算によると平群町の約7割の世帯が賄えるほどのエネルギー源ができることとなります。また、今回のこの事業者の開発によつての太陽光によるCO₂の削減効果は植林につきましては56万2,024本分の植林と同等の効果があるというふうに聞いております。また、石油の削減効果に換算しますと、ドラム缶で2万8,396本の石油を削減できるということを確認しております。

そしてまた、本事業についての許認可でございますが、宅地造成規制法第8条第1項及び森林法第10条の2第4項の県許可を受けた事業でございます。県に提出した意見書は、県に対して当該事業地の造成工事による土砂等の流出防止、防災対策を講じるよう指導すること、林地開発行為については本町と事業者が令和元年9月2日に締結した協定書を遵守し、誠実に履行するよう指導することが主な内容でございます。

2番目の具体的な内容についてでございます。

1番につきまして、雨量等については県が定めております大和川流域調整池技術基準に基づいて許可を受けたものであります。

2番でございます。異常とは破損、亀裂、構造物の崩壊等、施工施設構造に影響がある箇所の異常を指します。

3番といたしまして、太陽光パネルには発電構造上の上で有害物質であるカドミウムや鉛、セレン等が使用されている場合がございます。それらはパネルメーカーにより使用されている物、量が異なります。今回のこの開発業者に確認したところ、最近になりまして有害物質を含まないパネルが出ておるといふことなので、その部分でできるだけ対応したいというふうな回答を得ております。

そして次にです。4番の除草剤につきましては、その薬品の使用要領に基づき、適正に散布することを前提に、さらに周辺環境等に配慮して行うこととしております。

5番の質問でございます。事業者に対し、希少種の動植物が見つかった場合は県に報告、相談をするよう指導します。また、イノシシ等の野生動物の被害ですが、奈良県環境影響評価条例では太陽光発電事業は対象事業とはなっておりません。よつて本事業では環境影響評価を行っていないので、奈良県では野生動物の影響把握はしておりません。

6番の回答でございます。大雨が降る梅雨時には気象庁の気象状況にも応じまして、県と連携して監視を行つていきたいと考えております。また、それ以外の時期については工事の進捗に応じて現場確認を行つていく予定でございます。

7番でございます。事業者が経済産業省から認定を受けているのは20年間でございます。その後についても太陽光発電事業を続けると伺っております。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

1点目の基本的な考え方については、私どもの考えるCO₂の削減ですね。とにかくCO₂を減らしていくという方向で非常に有効やというふうに考えているということが根本にあるということでありましたけれども、植林を56万本分を植林するのと同じだけのエネルギーがこの太陽光の発電によって得られるから非常に環境にとってよいのやという考え方でこれを許可しているというふうな感じで受けとめたんですけれども、数字的にはそうなるのかもしれませんが。そのところは私もはっきりは何とも言えないわけですが、太陽光発電を否定してはなりません。前段にも述べさせていただきましたように大いに、太陽光なんていうのは無料でいただける、大変貴重なエネルギーやというふうに思います。

しかしながら、それを森林を壊してね、そこにつくっていくということのこの作業ですね。その大規模な山林を破壊をしてつけていく。全国的にももう、それは平群の3倍も4倍もね、もっともっと大きな太陽光発電の計画が各地で行われていて、今、本当に大きな反対運動も各地で行われてると。けさも和歌山のほうからの資料も送ってくださったというようなね、そういうこともあります。それについてはやっぱり、そこに住んでいる住民の生活、ここを配慮しない、大きければ大きいほどたくさん一遍にエネルギーを、電力をつくれるというそういう考えのもとで、もうけのための事業に今やなってしまう。そこに大きな問題があるのではないかと私は思っています。

これについては先ほども前段で述べていますけれども、小さな単位で、今、生協なんかでもやられてますよね。奈良生協で取り組まれてるわけですが、太陽光発電、それから小水力発電、それなんかも含めた形で地域ごとで供給をしていく、そういう会社というんか団体を設立をして、地産地消で電力をつくり、消費をしていく、そういうシステムの構築などが非常に今、有効だというふうに言われている。これが一番的確ではないかなというふうに私も思います。できたものは各家でもね、自分とこでつくった電力を我が家で使う。私もこのたびそういうふうな方向で、今、蓄電池をつけてやり始めたところなんですけれどもね。関電なり大きな電力会社がね、火力発電を使って発電したものをを使うということはやめるというそういった取り組みなども大いに進めていく。そ

れにこそ行政としても国としても補助金を出すなり何なりしながら、やっぱり進めていくということが基本的には大事ではないかというふうに思っております。だから、基本的な考え方については地域住民の、地域の自然環境を守ること、それと地域住民の生活、そこを守っていく、どれだけ大切にしていこうかということが非常に大事だというふうに述べさせていただきます。

あと、2点目の具体的な問題ですが、雨量の問題ですね。この近年、大変巨大な台風が各地を襲ってるわけですけども、予定外の雨量っていうのはもともと県や国が想定をしている雨量なんかとはもう全く違うものになってきてる。それもまれに起こるわけではないというのがこの間はっきりしてきてるわけで、たびたび起こるということをね、やっぱり今や想定をしなければ大変大きな災害が起こってくるというふうに考えられますので、その辺では、今ここでは、何ですか、大和川の流域での災害発生に関するいろいろな取り決めがあるようですけども、具体的な雨量については述べてもらわれへんかったんですが、1時間雨量60ミリぐらいを想定されているんでしょうかね。これはまた後でお答えいただいたらいいと思うんですけども。

このことしの19号でしたかね、の台風で千葉県なんかでは75ミリが最大やというふうに想定をされて、平群のこの櫛原のメガソーラーの開発予定地の倍以上にもある計画がされていたところでは75ミリやというふうに想定されて計画がされていたみたいですけど、実際降った量が85ミリやったということですね、大変大きな被害が出たっていうのは皆様も御周知のことやというふうに思うんですけども、そういうことがあるっていうのが今回はっきりしてきたわけでね、だからその辺はもっと厳しいことを想定しながらこれはつくり変えてもらわなあかんというふうに思います。

異常の探知、構造上、非常に問題のあるところについて検知をするというふうに考えてるということで、細かいことはもう関係ないっていう感じで今、御答弁を伺ったんですが、その辺では多分遠隔操作でね、モニターで映した画像を見ながら多分業者は把握をするということですが、それには映らないような状況も多々起こってくるということが予想をされます。ローズタウンでもそんなことがいっぱいありましたのでね、その辺ではかなり細かい調査をしていただかなければならないし、行政もそこにはきちっとかかわっていただかなあかんというふうに思います。

あと、3点目のモジュールの問題ですね。シリコン製っていうのは、これは一番新しいのには含まれないパネルも出されているというふうに今おっしゃっていただいたわけですけども、そこは私もちょっと知らなかったわけで、とりあえず、そのテルル化カドミウム、これを使用することで非常に安価にこのパ

ネルはつくられると。シャープやパナソニックなどの日本製のこのパネルについてはシリコンが使われているというふうに調べた中では出てまいりました。このシリコンについてはそういう有害性がない。けども価格が上昇するというので、ほとんどの今使っておられるのがこういった外国製、中国製やアメリカ製のパネルを使うというのが非常に多くなっているっていうのは言われています。これによる有害物質の漏えいですね。

この間、先ほども言いました千葉県の場合なんかで言えば、千葉県の市原市で起こった湖水上の太陽光発電所、ここは大体この櫛原とおんなじような大きさの発電量になっていますけれども、ここで火災が。強風によってパネルが寄せられたわけですね。いっぱい重なってきた。そういう中で火災が発生をして、それが消えない。消火に非常に困難を極めたっていうのがニュースでも報じられましたし、私も現地の方にお伺いをして情報を得ることができました。それも普通送電されてる分であれば元を断れば電気は来ないわけですがけれども、太陽光発電のパネルというのは自分で発電をするわけですから、太陽が当たればどンドンどンドン電気はつくられていくわけで電気を遮断することができないというね、こういう事故が起こってきたと言われていています。

これがね、櫛原の山間地でもし、もしじゃない、起こる可能性あるわけです。強風が吹く可能性があるわけです。私たちが住んでいるこの吉新やこの下とは違って、標高があるわけですから、それだけ風もきついわけですよ。想定以上の風が吹くということで、そういったパネルの損傷が必ずや起こってくるやろうというふうに私は思うんですけども、こうなった場合、山間地で起きたら山火事になるとかね。火災が起きて、そのパネルが損傷する。そしたら有害物質がもう必ず漏れてくるというのがはっきりしてるわけです。できるだけ含まないパネルを使うというふうなことをおっしゃってますが、非常に価格的なことで考えればもうけを優先して設置をされるというふうに想定されるんでね、なかなかそこほど信頼できるんかちょっとわかりませんが、とりあえずそういった漏れるという、液が漏れたり、中に含まれる物が漏れるというようなことがあるわけで、土壌汚染も考えられるのではないかとこのように思いますが、この辺でもう一度お答えいただきたいというふうに思っています。

5点目の生態系のことですが、希少植物などが見つかった場合は県に報告をするというふうにおっしゃっておりますが、平群の町史、ごらんになりましたか。見ていただきましたか。千光寺の境内の中にこういう植物が生息すると。これは奈良県下で非常に、ここしかないというね、この櫛原の地域、鳴川の地域、ここにしか県下では生息していない植物であるということを伺っております。これは長年平群町に教鞭をとられた理科の先生、もう平群町いろいろ植物

を調べながら歩いておられた先生からのお話を伺って、ここに書かしてもらってるわけですが、もう非常に希少な物やというふうに言われてて、それがあつたら県に報告するだけでいいのでしょうか。保存をぜひね、その町史を書かれたときには必ず保存してくださいというふうに記されてるわけですので、その辺、教育委員会などもかかわると思うんですが、どのように考えておられるのか伺いたいというふうに思います。

動物などの生息については関係ないというふうな御答弁でしたが、必ず影響は出てくる。やっぱり下の農家もたくさんあります。そして今やもう下の団地に、ほん近いところまでイノシシの出没は見られるわけですので、その辺がもっともっとたくさんイノシシが出てくるというようなこともこれから明らかになっていることも考えられますので、そこはもう少し慎重なる見解を出していただきたいというふうに思います。

環境アセスについては調査をしていないということで、する必要もないというふうな御答弁でありましたけども、川にどれぐらいの水量が流れているのとか、野生生物の生息など、全てやっぱり48ヘクタールにも及ぶ地域になりますので、この環境アセスについては、やっぱりきちっとやるようにしてほしいというふうにお願いをします。

6番はこの前のところにも関連をしていますけれども、協定書については何か起こったら業者で解決してちょうだいというふうに、簡単に言えば書かれてるわけですが、そんな簡単なもんやないというふうに思っています。盛り土がね、非常に多いていうのがこの櫛原地域での開発の大きな特徴ではないかというふうに思います。盛り土というのは一般的には崩れやすいというのがあります。その辺でももっと慎重になっていただきたい。監視体制についても業者任せにせず町行政としても監視をしていくというね、体制をとることを提案をしておきます。

七つ目ですね。20年間のパネルの、FIT法における電力の買い取り、固定期限が20年で切れるということなのでそこまでの契約で、それ以降も太陽光発電所としての設置を継続をしていく予定だというふうに業者はおっしゃってるようですが、それについて協定書のほうにそれは明記されてないんですかね。そこのとこね、協定書にやっぱりはっきり書いておくべきやというふうに思います。その後の処理、その一旦20年、よくもって30年、どんどん発電量は減っていくと言われていきますので、その辺、その20年たった時点でそのパネルを廃棄されるのかどうかも含めてあるんでね、やっぱり産業廃棄物になる、それも危険物を含む非常に厄介な廃棄物になってくるわけなんでね、そのとこはもう少ししっかりとした協定を業者と結んでいただきたいというふう

に思っています。

よろしく御答弁ください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

一つ目の雨量の関係のお話をさせていただきたいと思います。現在、大和川の流域の調査池基準に基づいて、先ほども述べましたが、その基準に基づいてやっとならということ。それで今ちょっと手元に資料はお持ちしてありません。

それと2番でございますが、先ほど議員さん、遠隔操作というふうにおっしゃいましたけど、その部分ではそういうふうなことをするという、遠隔操作でのということはちょっと確認はしてありません。基本的にはやはり、その辺は確認をされるのかなというふうに思っております。

そして、3番でございますが、議員お述べのように、当然ですね、先ほども申し上げましたが、そういった有害物質が含まないパネルを導入されるようにその辺は十分進言していきたいと思っております。

そして、5番でございますが、お花の部分ですが、鳴川区域の部分のありまして、当時そこから数十年たつたということもございまして、千光寺は鳴川の部分でございまして、櫛原の部分でちょっとその当時あったのかどうかというのは私もでもちょっと確認はしてありません。そして、その部分の、この一番最初に書いております、県に報告、相談をさせていただいてですね、その後、県からの指導という形になっておりますので、そういった形でどのようにするかということをもた指導があるのかなというふうに考えております。

そして6番に関しましては、当然こちらでも、先ほど述べさせてもらったと思うんですけど、県と連携してですね、当然町側でもですね、ふだんのいろんな場所でも台風とか起こったら監視もしておりますし、確認は行かしてもらっておりますので、当然行政もその辺はさしていただく形でございます。

そして、7番でございますが、こちらのほうは協定書の第3条にあります固定資産等の価格、買い取り期間終了においても引き続き適正な維持管理を行うことがありますので、撤退になるときでもその辺は十分協定書に基づき対応するようにということをおこなっておりますので、その辺もまた20年先のときに、当然その辺はやっていくという形になっていくと思います。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○ 5 番

1) のところで事業者が県に許認可の申請をしておりますよね。しまして、許可が下りてるということをお聞きしているわけですが、この開発許可の申請に当たって本町として、平群町としての意見書、県につけて提出をされているのかどうかということをお聞きをしたんですが、そういう意見書なるものがあるなら提示をしてください。ないならないと言っていたらいいかというふうに思いますが。

それとですね、この雨量の件について、1 番のね、これは今、資料を持ち合わせてないということですので、これは必ず、後ででもいいですので提示をしてほしいです。あと、遠隔操作についてということでは確認ができてないというようなこととか。

それと、その 1 のことですが、雨量と水量ですね。調整池の数が、この私たちに御提示をいただいている全協の資料を見させていただいたら 3 カ所に調整池を設置をすることになってますよね。その数ですね。よそと比べたらいかんのかもしれないんですけども、この櫛原の計画地の倍以上あるところの数と比較をしても非常に数が少ない、面積が狭いというふうに、私どもはこの間ちょっと学習会も開いたりして専門家などの意見も伺ってるわけですが、小さいというようにも指摘をされています。大変な豪雨になる可能性っていうのも非常に可能性としては大きいわけですのでね、この調整池の強度ですね。それと大きさの問題、ここが崩れて下の川があふれて、下の団地までも行くか行かないかはわかりませんが、水の被害、土砂の流出などが可能性としてはあるわけですので、その辺もう少しはっきりしたお答えがいただきたいというふうに思っています。

それと、先ほど環境アセスをとるべきやというふうに申しましたけれども、この点の一つには動植物の生態にかかわらず水量の変化、今どれだけの水が櫛原川、大釜川に流れていって、開発後どのように水量が変化をするのか。こういうことがしっかり、後々もわかることが非常に大事ではないかというふうに思います。何か起こったときにね、これっていうのはもう本当に後、役に立つように思いますのでね、今でしかその水量というのは測れないわけですね、開発前の。その辺のこともしっかりやってもらいたい。この辺はいかがお考えでしょうか。

それとですね、全体的に協定書の不備。まだまだこれだけでは、これだけね、いろいろ被害も考えられるような開発をしたいというふうに言うてるわけですから、これについては今述べた点、それからまた 17 日に業者と住民に対する業者の説明会なども入ってきます。その中で住民の皆さんのさまざまな質問、

心配事など出てくると思うんですね、それについてかかわってくる問題、これについてもやっぱりこの協定書なるものにきちんと明記をしてほしいというものもたくさん出てくるのではないかというふうに思うんです。それらも含めて協定書を追加をしていくというような作業も必要ではないかというふうに私は思っております。この点いかがでしょうか。

それと業者の説明会。これは業者がするから業者に言ったらいいことなんだろうが、1回でみんなが「あ、こら安心や」というふうになるなんてことは考えられないわけで、わからないこと、理解できないこと、たくさん出てくるかと思えます。再度、重ねてね、説明会を開かせる、そういうこともあるよと、開いてほしいよというのはね、行政のほうからも言っていたきたいし、この説明会には行政としてもぜひ出席をしていただくことが必要ではないかというふうにも思いますので、この点いかがでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

意見書についてはこちらのほうにございまして、出ております。林地開発許可申請に対する意見書というものは存在しております。

それとですね、あとですね、協定書の追加でございしますが、これにつきましてはですね、基本的に今回協定書交わしてる中で具体的な細かいことまでは書いておりませんが、ほとんどこの協定書の中でクリアをできる協定書ではないのかなというふうに考えております。そして、いっぱい質問いただいた、もしか抜けてたらまた言ってください。

それとですね、あと、あれですね、当日の住民説明会でございしますが、基本的にニーズがあればということでございしますが、これ、あくまでも業者さんというか、開発業者が率先して、さしていただいているものでございしますので、その辺はまた住民様のニーズがあればですね、その辺でまたお話とか交渉とかもできるかなと思っております。そして基本的にこの部分の行政の出席の部分に関しましては、先ほども申し上げましたが、あくまでも業者さんの開発でございしますので、傍聴は行かしてもらいますが、事務局等、そこに席等座ってですね、することはございません。

以上でございします。

○議長

稲月君。

○5番

意見書があるということなんで、それについては複写をしていただきたい、

我々に見せていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

それとですね、協定書の追加についてはこの今の協定書で十分やと、いけるやないかというふうに今、行政としては考えてるということでございましたけれども、これでは不備やと私は思っていますし、私がいろいろ接触した方たちの中でたくさん不備な点というのは指摘をされてるというような状況でありますし、さらにきょう、説明会の中でも出てくるということでは今後、もうこれで十分やというふうに今おっしゃっていますけども、これについてはもうちょっと柔軟な態度で追加をするということは可能であると思うんですよね。だから、そこそこはそのように状況に応じてということで、そういう文言で結構ですので、ぜひ必要ならば追加をするということをお願いをしておきたいというふうに思います。

説明会にニーズがあれば引き続きの説明会をするように話是可以するというふうに今おっしゃっていただいているので、ニーズがあればそのときの住民の多くの皆さんの御意見によって、そういうふうにぜひとも応えていただくような対応をお願いをいたします。傍聴はするということなんですので、一応住民さんたちの御意見などもしっかり聞いていただいて、町の対応についても考えていただきたいと思いますというふうに思います。

若干答弁してください。

○議長

質問は1点で、意見書が出せるかどうかということでもいいですか。

○5番

はい。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

この件に関しましてはですね、ちょっと精査させていただいてですね、出せるか出せないか。ちょっと……。

発言する者あり

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは準備させていただきます。

○議長

稲月君。

○ 5 番

出していただくということでもいいんですね。わかりました。

それと協定書の不備な点、もう少しここを協定、こういう点について協定を結んでほしいという具体的な問題も含めて考えてほしい。もうこれで全てクリアできてるというふうなお考えは変わりはないのか。私が言った今の点について必要があれば追加をしていくというふうにか考えるのか、その点もう一度答えてください。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

稲月議員さんの御質問にお答えします。

基本、現在交わしております協定書に基づいてですね、十分対応できると同じように考えております。細かくは書いておりませんが、その中でですね、十分対応できると考えております。

以上でございます。

○ 議 長

稲月君。

○ 5 番

これで十分やというふうなお答えがあったわけですが、どこが十分なのかよくわかりません。この点については引き続き、必要があればやっていただくように私どもは訴えさせていただきます。引き続き要望させていただきたいと思います。この点についてはこれで終わります。

○ 議 長

2点目について、住民生活課長。

○ 住民生活課長

2点目の自衛官募集の件の抽出名簿がいつ変更になったかということでございます。

この部分に関しましては、当初よりですね、名簿につきましては自衛隊から申請依頼により年齢指定で抽出を行い作成しております。その根拠といたしましては、平群町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱に基づいて行っております。

以上でございます。

○ 議 長

稲月君。

○ 5 番

これについては私がこの前の質問もさせていただいてるわけで、このときには年齢を指定した抽出をした名簿でもって閲覧をしてもらってるなどということは一切お聞きしておりません。閲覧をしてもらってるというふうにお聞きしてるわけで、今回質問をさせてもらったわけです。

それと住民基本台帳法の11条1項には、国の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合には市町村長に対して住民基本台帳の閲覧を請求することができる、このように定めています。また、自衛隊施行令120条には、防衛大臣は募集に必要な報告または資料の提出を求めるとあります。このように「求めることができる」という中身であって、それに対してどう応じていくのかという判断はあくまでも自治体自身の側にあるわけです。それはもう自治体自身が判断をする。そういうふうになっています。

私たち議員団も含みます住民団体、自治体キャラバンの要請の中でも、要望書にもありますように、住民に何の承諾もなく、我々住民の個人情報自衛隊に赤裸々に、この年齢はこの人とこの人とこの人というそういう名簿を出しているわけですから、自衛隊に提出をしているわけで、もう本当に住民の個人情報の保護、プライバシーの保護というのが無視をされてるというふうにも私は受けとめておりますし、今、全国的にも大変この問題、大きくなってきてるわけです。その点で、ほんで何かもう今の御答弁でいけば、これは始めから抽出されたものを見てもらっていると、閲覧してもらってるんやというふうにも受けとめるわけですが、変わってはいないんですか、お答えください。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

この問題に関しましては、平成27年当時に御質問いただきまして、その当時は平群町は抽出をした名簿を配付してたと思います。そこの中でその当時やはり、いくら自衛隊さんであろうがどこであろうが、本来抽出で名簿をお渡しするというのはいかがなものかという議論がありまして、そこから抽出、基本的には閲覧をしていただくということで、平成28年からしておると思います。そしてまた、この閲覧に関しましては、特定に年齢を定めて抽出してるじゃないかと。個人情報の部分でいかがなものかということの御意見もいただきましたが、基本、全体的な名簿で対象外の方かても、全体で見れば当然その方々の個人情報もございます。その部分も含めてですね、住民基本台帳のこの処理方法で基本的にはその部分だけの抽出をさせていただいてるということは御理解いただきたいと思っております。

また、自衛隊さんだけではなく、ほかの閲覧要望があれば全てそういう形で対応はさせていただいてる次第でございます。そしてまた、この自衛隊さんに関しましては、もう議員さんも十分御理解していただいているとは思いますが、自衛隊は防衛活動もありますけど、そういった緊急活動、台風とかそういう自然災害とかそういうものの部分の形でも十分されておられるということは認識していただいておりますので、その辺は御理解をお願いしたいと思いません。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

今の御答弁の中で、27年度当時は抽出名簿を渡してたということですか。そこ、もう一度はっきり言ってください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

その当時は渡してました。最初からではございませんが。

○議 長

稲月君。

○5 番

今の御答弁であれば抽出名簿を自衛隊にそのまま、この人たちですよいうてそのものをペーパーで渡してたということになりますけれども、そんなことをしてたというのは今初めてこの場で聞きました。今まで何度も質問をさせてもらっていますけれども、ずっと住民基本台帳の閲覧で対応していますというふうにお答えをいただいていたわけですか。これ、虚偽の答弁をしてはったということですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

虚偽の答弁ではございません。その当時に説明はさせてもらってるはずですよ。

○5 番

いや、してない。

○住民生活課長

いや、稲月議員さんが質問いただいたときではございません。平成27年当時の答弁といたしまして、その当時の課長が抽出名簿をという形では答弁させ

ていただいたと思います。

○議 長

稲月君。

○5 番

その辺では納得がいきませんが、そこははっきりわかると思うんで、議事録を見ればわかることなんで、そこではっきりさせたらいいかというふうに思います。

一つ、最後におっしゃいました自衛隊の活動範囲の話ですね。私たちも重々承知をしております。災害が発生をしたときの救援活動、それは当然のことです。非常によく頑張っていた。この間ね、東日本の大震災など、それ以降の台風の被害、さまざまところで自衛隊の方たちの活動ぶりっていうのはよく承知しておるところでございまして、本来そういう活動を中心にやっていただくこと、それを我々は望んでいるわけです。

しかしながら、今、自衛隊の任務がどうなっているか。多分御存じやとは思いますが、17年の9月に安保関連法が可決をいたしまして、戦闘地域での活動が可能になった自衛隊です。いつでも若者が戦闘地域に派遣される状態になってるわけで、今も非常に危険な状況ですよ、中東地域への派遣もあります。こういった自衛隊の募集、そして自衛隊内でのいじめの問題。非常に陰湿ないじめが横行してるっていうことも、防衛大学校の在学生に対するいじめ問題で裁判になって、今、大問題になったところでもあります。こういった自衛隊内の問題も続出してるわけで、こういったところに平群の若者たちが、こうやって名簿を提出をして、そこからそれをダイレクトメールが送られてきて、「あんた来てよ」って言われるわけですからね、そういったことに協力をするというのはもう許されへんというふうに思ってます。

太平洋戦争下では、自治体は戦争遂行のために若者の名簿を提出し、赤紙を作成し、配達をした。それが自治体職員の仕事であった。これは非常にもう歴史的に最悪のお仕事やったというふうに。非常に大変な仕事をされて、今、悔やんではって、もう亡くなられたかとは思いますが。というような状況もあるわけで、この仕事を再現するに等しい行為ではないかと、この名簿提出についてはね。今、平群町の自治体はポスターの掲示もやってはるし、横断幕も体育館のどこ、総合スポーツセンターにも大きく出してはるし、広報にもしょっちゅう掲載をしてはる。パンフレットについては町内あちこち、公民館にもあるわ、役場本庁にもあるわ、あちこちにね置いたりして募集協力をされているのではないかと、されているのが現実ですよ。それ以上にこういった名簿の抽出、閲覧をさせるというようなこと、それに自衛隊募集について協力をされる

ということについてはね、もうとんでもないですけども、我々としてはもう大きな町に対する不信を感じるところであり、きっぱりお断りしていただきたいというふうに要望をして、この問題については終わります。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号10番、議席番号11番、下中君の質問を許可いたします。

下中君の一般質問は選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の川西総務防災課長より答弁があるということで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○11番

11番、下中一郎でございます。まずは通告に基づいて質問を行います。

まず1点目は、投票所の今後についてであります。この件についてはきのう、山口議員に同様の質問がございましたが、真摯な回答をお願いいたします。

本町には、1番の中央公民館大ホールの投票所から14番菊美台集会所までの14カ所があります。令和2年4月1日から現中央公民館は新総合文化センターに移り、総合文化センターも中央公民館と位置づけされております。現在、福貴、福貴団地、吉新、三里、下垣内、平等寺地区は中央公民館で投票を行っております。今般の中央公民館の福貴から吉新地区への移動により上記自治会の投票所は現行どおり行くのか、また別の投票所へ振りかえをするのかお聞きをいたします。

次に、越木塚、榎原、若井地区の投票所は人権交流センターとなっておりますが、現人権交流センターは令和2年3月31日をもって廃止となり、投票所がなくなるということで、この地域の方々の投票所はどのようになっていくのかをお尋ねいたします。

3点目といたしまして、その他の投票所について、何らかの編成、見直しを行うのかをお聞きをいたします。

そして4点目、最後に、ここ最近の投票率の下降傾向が続く中、多分政治に無関心が主な要因と思われそうですが、今後選挙の執行に当たり、投票率向上に向けた対策をどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

2点目でございます。くまがしステーションのリニューアル計画についてであります。

町内及び周辺地域において都市住民がふえ、平群の小菊、バラ、ブドウ、イ

チゴ初めさまざまな農産物を消費したいというニーズに対応することにより地域消費の需要拡大、規格品外の販売場所の確保、農産物のPRなどにより、農家の経営強化に対して支援をしていく。さらには第2種兼業農家、自給的農家の栽培による農産物の販売の場を確保することにより、これらの農家の営農意欲を喚起し、平群町における農業構造全体の強化、底上げを図るためにくまがしステーションは平成11年7月30日竣工、8月1日よりオープンして20年余り、今日に至っております。

このように設置目的に沿ってオープン以来20年余り営業されてきて、道の駅大和路へぐりを盛り立ててこられました。また、特に平群町としては優良な施設であるというようなことも大変喜ばしく思われております。その間さまざまな改修工事も実施し、売り場の改善もされてきました。特に平成24年度には農産物直売所として花卉コーナーも増設され、現在の姿になっております。

しかし、オープン以来20年が過ぎて、くまがしステーション本体の屋根、外壁など傷みも目立つようになってきております。この20年の機にリニューアルをする必要があると思いますが、リニューアル計画があるのかないのか。あるのであれば、どのようなリニューアル計画を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、平成24年度に新設改修された農産物直売所も外から見れば何を売っているのかわかりづらいというところもございますので、何か印象づけるような改修工事も必要と考えますが、どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

以上2項目でございます。明快な御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

下中議員の投票所の今後についてお答えさせていただきます。選挙管理委員長から委任を受けておりますので、御了承をお願いします。

投票所の今後についてであります。令和元年10月17日開催の選挙管理委員会におきまして、現在の第1投票所であります中央公民館、また第7投票所であります人権交流センターが令和2年3月31日で閉館となることから、令和2年4月1日以降の全体の投票所について協議し、選挙管理委員会としての考えをまとめました。これに基づき変更となる大字・自治会に対しまして、現在、順次意見を聞きながら説明をさせていただいているところであります。

四つほど質問いただきまして、小さいまづ1点目でございます。中央公民館で投票していた自治会は現行どおり行くのか、また別の投票所へ振りかえをす

るのかの御質問につきましては、吉新、三里、平等寺、下垣内は総合文化センターへ、福貴につきましては総合スポーツセンターまたは総合文化センターへ、福貴団地につきましてはかしのき荘へ変更していただく予定でございます。

それで、小さい2点目でございます。越木塚、榎原、若井の投票所はどのようになっているのかの御質問につきましては、新たな投票所として開設する若井集会所へ変更していただく予定です。

それから小さい3点目でございます。その他の投票所について何らかの編成、見直しを行うのかの御質問につきましては、バリアフリー化でない投票所や有権者の高齢化と減少に伴い、投票立会人の選出が困難との意見を頂戴している投票所、有権者が500人に満たない投票所についても協議し、鳴川、櫛原につきましては、平群北小学校へ、福貴畑、久安寺、信貴畑、信貴山につきましては新たな投票所として予定しております総合スポーツセンターの1カ所に集約させていただく予定です。また、御陵苑につきましては総合文化センターへ、フローラル西向につきましては北小学校へ変更していただく予定でございます。

それから小さい4点目でございます。投票率の向上に向けた対策をどのように考えているのかの御質問につきましては、町広報紙やホームページによる周知、啓発はもとより、投票所の変更に伴い投票所までの距離が遠方となる大字・自治会につきましては試行的に選挙当日の移動支援等について検討しており、大字・自治会の意見等も聴取し、詳細については今後検討していく予定です。また、移動期日前投票所の設置につきましても、先般、五條市の取り組み事例について研修会が開催され、参加してまいったところでございます。つきましては、投票率の向上に向けた取り組みについてどのような手法が本町にとって得策であるのか、選挙管理委員会で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

下中君。

○11番

まずはありがとうございます。順次再質問いたします。

まず1点目、現行の中央公民館の投票に行っている自治会はそのまま新文化センターへ行くということでございますが、福貴と福貴団地についてはちょっといろいろ問題があるというのか、違う場所というふうに聞いておりますが、本来、本来ですよ、住所地に投票所があるのであればその住所地へ投票に行くのが本来だと思いますが、その点どういうぐあいで福貴が上に行く、下に行くというふうになったのか、福貴団地がかしのき荘行くようになったのか、ちょっと

再度お答えを願いたいと思います。

それと、人権交流センターの分はこれは若井集会所でということで、その新たな投票所ということでそのまま結構かと思います。

その他の変更で大きく変わるというのは西山間地域がほとんどですが、一つね、一つは、なぜ今このようにしてね、多分投票所が近くにあった分が遠くなるということは恐らく投票率が下がるということが想定されると思います。そんな中であえて今このように投票所を集約するのか。財政問題であるのか。職員の立会の問題があるのか。いろいろあると思いますけれども、それは一体どういうことで今このような基本方針になったのか。それをお聞きしたいと思います。

それと、ちょっと裏腹の問題になりますねけども、平等寺地区、これ中央公民館となっておりますね、以前から。これね、平等寺地区はね、小学校区が南小学校やと思います。だから南小学校の投票所に行くのが、今、編成がえするのであればそのほうがいいかなと私は思いますけれども、その点についてはどうお考えになっておるのか、お聞きしたいと思います。

それから、鳴川、櫛原が北小、それから福貴畑以外4カ大字が総合スポーツセンターということですねけども、これ、今、順次各総代さんなり自治会長にはお話、行っておられるというふうに聞いておりますが、どの程度か知りませんねん、私は。「いやいや、よろしいわ」と言われてる自治会もありゃ「そんなの絶対反対だ」という自治会もあると思いますかね、これね、仮に今、総合スポーツセンター、4カ大字ですねけども、1カ大字だけでも反対があればできませんのかな。それでも強行してされるのか。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

それから、移動手段のことでちょっと言われましたけども、投票所が遠くなるということで幾らか便宜図るということで、バスになるのかタクシーになるのか知りませんが、1日何回通るのか知りませんが、朝昼晩となるのか、朝から2回、昼から3回なるのかわかりませんが、その辺は検討中と言われておりますが、どのぐらいの程度考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

それとちょっと今言われました五條市の移動期日前投票所の取り組みということで、勉強会も行かれたということですねけども、これを実際平群町に当てはまるかどうかということは難しいところだと思います。何せ車も必要であるし、また立会に行く人間もかなり必要だと、職員も要ると思いますので、なかなか難しいところがあると思いますが、そういう方法もあるということで、その辺もう少し詳しく、導入できるかどうかというところをお聞きしたいと思います。

います。

それと投票率の向上ね。これ、本当難しい話です。実際我々若いときにね、もう私も50年余り選挙しておりますけども、四、五十年前は8割、9割という投票率でございました。しかし、今は、先だつての町長選挙で57.96%、一番身近な我々町会議員でさえ60.35%とかなり低いです。本当にこれは。それもよその町に比べると高いと言われておりますが、かなり低いと。これをどう克服していくかということで、私も問題を投げかけておりますねけども、いろいろ選管とも協議していろいろやっていくというお答えでありますねけども、今回の統一地方選挙も選挙現場のほうから「選挙に行こう」というスローガンのもとで頑張っておられましたけども、やはりもう一つ前へ行ってないということですねけども、これ、課長、これもう少し具体的に、いや、こういうことやったらいけるでとか、こういうことやったらちょっとましちゃうかなというようなことがあるのであればお答え願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問8点ほどいただいたかなと思いますので、順次お答えさせて、7点ですかね。すみません、失礼しました。

まず1点目、例えば福貴、福貴団地の自治会について、総合スポーツセンター、投票所設けるといふ答弁させていただいております。住所地、総合スポーツセンターにつきましては福貴ということになりますんで、福貴の住所地である福貴団地、福貴について、なぜ行かなくてもいいのかというふうな御質問だと思います。

これにつきましては、公職選挙法にいろいろ載ってる部分があるんですが、ストレートにそういうこと載ってる部分じゃないんですけども、基本的には投票所、自分の住所地の中にあるところへ行くというのが、これ、当たり前な考えなんですけども、地理的な要因、何らかのことであったり、また投票、自分とこの住所に投票する場所が物理的にもうないという場合には違うところに行ってもいいというふうなこれが法律の中で明記されておるんですけども、今回の場合、逆のパターン。あるんですけども、外へ行くと。これにつきましては県の選挙管理委員会のほうにもちょっと問い合わせをしておるわけなんですけども、地理的な要因であるとかそこそこ特有の状況であればそれも例外としていけるようなことがあるんですけども、はっきり申し上げまして、法律でこういう場合は住所地にあるのに行ったらだめだというはっきりしたことは明記してない

というふうな見解をいただいております。ですんで、最終的には選挙管理委員会のほうで決めることになるということなんですけども、その地域地域の方々の意見も聞きながら最終的には選管で決めていきたいというふうに考えております。

それとあと、なぜこの時期に集約するのかという御質問だったと思います。これにつきましては、一番大きいのは中央公民館と人権交流センターの閉館というのが挙げられます。これが一つの契機ということになるわけなんですけども、あとは西の山間地のほうでは有権者の数が少ない地域もございます。過去からも集約してはというふうな意見もあったというふうにも伺っております。そんな中で住民の方からたまに出てくるのは立会人を出すのが大変だというふうな意見を聞いたりしております。そんなこともあったりします。それとまたもちろん経費という面もございます。このあわせもって、この時期にというふうな形というふうに考えております。

それと、平等寺が学校区であれば南小学校区ということでございます。これにつきまして、今、私、平等寺につきましては第1投票所の中央公民館にこうやって来ております。その経緯につきましてちょっと存じ上げておられないので、明確な答弁というのはちょっと難しいかと思いますが、その辺はまた選挙管理委員会の中でも確認はさせていただきたいと思っております。

あと、今の総合スポーツセンターですね。こちらの投票所につきまして一つの大字でも反対があれば行わないのかということでございます。これにつきましては、どの大字かとかいろいろ要件があろうかと思っておりますけども、内容を見ながら最終的には選管のほうで判断させていただくことになると思っております。

あと、移動手段をどの程度考えてるのかということでございます。今のところ、おおよそ、きっちり決めておりませんが、遠方となった投票所から総合スポーツセンターまで午前1回、午後1回というふうな形でバス、公用車での送迎というのを考えておるところでございますけども、これにつきましても地元のほうとも協議しながら最終は決めていきたいなというふうに思っております。

あとは、五條市で導入されてる移動期日前投票所で平群町で導入できるのかという御質問だったかなと思います。五條市につきましても五條市の全域でやられてるわけではございませんでして、五條市も過去に合併されまして、大塔村と西吉野村が合併されまして、移動期日前投票されてるのはその地区だというふうに聞いておまして、市内全域にそんなことをやってるという周知はしていないということで聞いております。ですんで、どちらかといえば過疎的な対策という意味合いが強いのかなというふうに認識しております。メリット、

デメリット、いろいろあるというふうに聞いておりました、例えば期日前投票、平群町でやってるときにはほかでも期日前投票しますんで、名簿対象ですね、これにつきましてバーコードでのやり方、平群町も導入しておらないんですけども、確認が電話で確認するんだということもございまして、二重投票にならないようにやっぱり細心の注意を払っていかなあかんという難しい面もあつたりします。いろいろとメリット、デメリットあるというのは聞いておりますんで、その辺もあわせて平群でできんのか、合ってるのかいうんも含めて確認はしていかなあかんと思っております。

あと、投票率の向上という質問だったかなと思っております。これにつきましても何が得策かというのは物すごく難しい問題で、政治に無関心な若者が多いとかいうこともございます。今18歳からの投票ということ、変わりました、各学校、小中学校のほうにもいろいろビラをまかしていただきまして、投票所へ子どもさん、以前は投票所へ子どもさんを連れての入場はだめだというふうにしておりましたけども、入っていただいて投票所というのはこういうものだというのをわかっていただくということで、入るということもオッケーにするということ。一定の規制はございますけども、そういったこともありますんで、各小中学校のほうにビラを配らせていただいて、来てくださいというふうな形のPRも少しやっているところでございます。そのほかに投票率の向上といえば、よく質問で出てくるのは移動手段の話で出てきます。これについてももちろん考えていけない課題だと思いますけども、得策というのはないところでございますけど、逆に何かあればいろいろ意見も聞きながら、できることからはやっていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

以上だったかなと思います。よろしく申し上げます。

○議長

下中君。

○11番

再々すみません。福貴、福貴団地の件についてはね、法律的なことではクリアできるが、何といても地元での話し合いやと思いますわ、これはね。最終的には選管のほうで決めていくということですねけども、福貴や福貴団地の意向も十分に聞くということで。と言いながらもね、「あ、何でも福貴の言うことやったら聞くのか」ということでもぐあいが悪いのでね、やっぱりそれは地元の意向を尊重して十分協議して、最終的にスポーツセンターになるのか、新文化センターになるのかわかりませんが、その辺はきちっとしてお願いしたいと思います。

それから、平等寺地区の件については今、突然の話ですので、資料もないということですので、これまた選管のほうで十分話し合っていていただいて、実際平等寺の方が文化センター望まれておるのか南小望まれておるのか、これは私もわかりませんがね、ただ小学校区が南小学校やということでもありますのでね、それが身近なところかなと思いますのでね、行かれたらいいかなと思います。

それから移動手段については、朝晩とかいうようなぐあいですけど、もう少し数多くの便があるといいと思いますので、その辺はまた今後の検討課題ということですのでよろしくお願いいたします。

それと移動期日前投票については、これはいろいろまた議論の分かれるところですので、今後こういう方法もあるということでも検討課題としていただいております。

それと、福貴畑、久安寺、信貴畑、信貴山のこの4カ所についてね、一つだけちょっと合わないのがあると。これ、信貴山があるのかどうか知りませんがね、立会人に出す人がないと、これはちょっと不思議だなと思いますわ。そのぐらい人材はあると思いますよ。2人か3人の立会人ですやろ。そやから、これはちょっと、この4カ大字についてはちょっとふぐあいかなと思います。ただ、全体的に見てね、全体的に見て、だんだんとそういう傾向にあるというのはわかります。確かにね。そして、ましてや上の4カ大字の有権者は減っております。我々選挙したころと思うたら半分です、今。半分もいてません。だから、それは十分わかりますねけども、それで小さい部分については集約していこう。あと、大きなところはそのままということですねけども、これが実際やっぱり、まとまることはいいと思いますけども、やはり投票率の減少にかかわるということが一番こたえるかなと思いますねけども。その点だけはどうかクリアして十分留意していただきたいと思います。

それとね、文化センターとかしのき荘ってあんな近くにあったらね、もう文化センター1個でもええの違うかなと私は思います、実際のところね。そやから実際あこへ来るのに若葉台とかいろいろ、かしのき荘へ来られますけども、それやったらもう文化センターでもいいのかというような思いもいたします。それも今後選管の中で議論されていくと思いますがね、ちょっとその点だけね、新文化センターでかしのき荘の分も含めて一緒にするというのも一つの方法だと思いますねけども、その点、川西君が今すぐ「いや、します」とも「しません」とも言いかねますけども、ちょっとそれは管理委員会の議論の上に乗せていただけるのかどうか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今御質問いただきました、総合文化センターとかしのき荘を一つにしてはどうかということでございます。近いところにあるというのはそうなのかなと思います。ただ、ちょっと懸念しますのが有権者の数でございます。今回変更した場合、今うちのほうでつくってる案でいけば、第1投票区という、仮にした場合ですよ、総合文化センターが2, 169人の有権者となると。かしのき荘とした場合は2, 518ということ。これ両方足してしまいますと4, 687ということになって、かなり大きな有権者でなるなというのがあって、その辺うまいことできるのかというのはちょっと懸念はあるところでございます。そういった意見があるということでは、また選挙管理委員会のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

今の件については、議論に乗せていただいたら結構かと思っております。大きな投票所になるし、有権者の3分の1、3分の2となってきますのでね。それはまた大変だと思っております。

それと最後に、この投票率の向上についてね、これだけはなかなか私も妙案はございませんけど、ただ、今、小中学生、今まで選挙、投票人しか入れることがなかったがなかったけども、現在子どもさんも入ってもらえると、選挙に親しんでもらえるという方法をとっておられるので、それは確かにいいかなと思います。確かに若い間から選挙になれる、投票になれるということが一番望ましいと思っております。これは私、常々言うてますねけども、初めて選挙権与えられた1発目を行くと、これが一番肝心やと思っております。選挙にはね。これを1回行くと続けて行くというふうになりますのでね、そうした取り組みも非常に大事かと思っております。今後どういう方法が一番いいのかというて、難しいところがありますけどもね、選管のほうとも十分協議していただいて、何かいい方法があれば出していただいたら結構かと思っております。

ただ、今度の投票区の合区についてはね、なかなか議論も分かれるところもあると思っておりますので、前述の川西君の答弁では1月の選管委員会で本決めというような感じで私は聞きましたけども、やはり1回、2回と違ってね、やっぱり何回か開いてね、やっていただくようお願いしたいと思っております。

以上です。この件はこれで結構です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは続きまして、くまがしステーションのリニューアル計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本体部分のリニューアルについての御質問ですが、議員お述べのとおり、平成11年秋に県内でも先駆けて、くまがしステーションがオープンしました。オープンしてからことしで20年経過し、平成30年度には空調設備、令和元年度は給水ポンプ等が老朽化により故障し、取りかえや修繕を行った経緯もあることから、設備関係の更新工事が課題となっております。

また、本体施設の屋根や外壁の老朽化も進み、改修工事が必要であることは認識しておりますが、改修工事を行うには多額の費用が必要となりますので、より有利な補助メニュー等活用し、改修に向け財政部局と検討してまいりたいと考えております。

次に、農作物直売所の改修についての御質問ですが、くまがしステーションの管理、運営につきましては、公益財団法人の平群町地域振興センターに指定管理制度により管理運営を委託している施設でありますので、一定範囲の改修は地域振興センターに委ねているところであります。直売所の建物自体を印象づけるような大がかりな改修工事は当面困難であると思われまますので、指定管理者であります地域振興センターと連携して、案内看板の設置等で施設の認知度向上を目指してまいりたいと考えております。

また、レストランにつきましては、奈良県の補助メニューや町のふるさと基金などを活用して、多くの利用者が満足していただけるようなリニューアル工事を実施したいと考えております。花・植木コーナーの建物につきましても、気温の高い季節においても快適に御利用ただけ、商品の保全にも効果が期待できるように断熱改修工事をできるだけ早い時期に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

20年がたって、かなり傷んできているということで認識はされてるということですねけども、まずは一番大きいのは本体についてね、設備関係もかなり傷んできて、ここ最近も取りかえてるという状態ですねけども、外壁、特に屋根ね、といがかなり傷んできておりますので、この機にということですねけども、なかなか財政難で思うようにいかないと。何か違う補助メニューを考えてやっ

ていきたいということですねけども、1回にできるかどうかは別として、リニューアル計画、リニューアルはしていきたいという思いはお持ちやと思いますねけど、その点一つお伺いしたいと思います。

それと、農産物直売所、これ、観光基本計画の中では中の写真が二つ写ってまして、大変きれいに写ってますけどね、外観が何か温室かなというだけですので、これは何とか印象づけるような方策が欲しいと思います。これは財団とちょっと軽微なことでするので、考えていきたいということですので、例を出したらね、壁面、ガラス面に花の絵を描くとかいろいろあると思いますわ。その辺、どれだけ手軽に簡単にできるか、私もわかりませんがね、その辺ちょっとは財団とも早急に協議していただいて、何か印象づける方法がないのか協議していただけるかどうかだけお願いいたします。

それと、レストランのリニューアル、これは結構だと思います。これももう何回かリニューアルされたと思いますけれども、実際にここ最近行くと大抵昼は満席状態ということですので、結構かと思えますねけども、そやからレストラン部分のリニューアルについてはよろしくお伺いしたいと思います。

それと、ちょっと初めに戻りますねけども、本体部分の、リニューアルになるかどうか知りませんがね、以前ついていた標識を外して、道の駅ってわかるというような、「ようこそ道の駅」とかいろいろ、「ようこそ平群町」とかというような看板をつけたらどうですかと。これはもうここ四、五年、もつとなるかな、前から言うてますねけどね。それは先ほどの言う、補助メニューも何も要らないと思います。簡単なことですのでね。だから、ちょうど窓枠のところですか。すぐにできると思いますねけど、それは今年中なのか新年度になってするのかどうか別としてね、できるだけ早くやっていただけるのかどうか。その点だけお願いしたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

本体部分の屋根だとか外壁のリニューアル、これについては必要性感じているということで先ほどお答えしたとおりでございます。直売所については建物がああいう建物ですので、今、議員提案していただいたように、ガラス面に絵を描いて何が売られているかわかるようになっていくようなことについては、すぐにできるようなことですので、これはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。一応花卉・植木コーナーには看板は立ててるんですが、それに加えてということで、またそれはちょっと検討させていただきます。

それと、くまがしステーションの本体ですね。母屋といいますか、について

の「ようこそ、くまがしステーションへ」というような大きな看板についてはですね、看板という形にしますと、かなり費用がかかりますので、それにかわるようなものについては、実は今年度中にできればというふうには思うんですが、可能であれば来年度ということで、それも今考えておるところでございますので、できるだけ早い時期にそういったものについての設置も行っていきたいというふうに思っております。

○議長

下中君。

○11番

ありがとうございます。本体部分についてはリニューアル必要やということですねけども、それと花卉部分についても何らか手を加えていくということですのやけども、それと看板についてね、今、今年度中とか次年度早々にという話もありますので、これ、さきの看板を取った時点からもう早くこれは言ってますねん。早くつくれ、早くつくれということですねけども、なかなかそれがうまくいかないのか、財政難なのか看板をつくるのが邪魔くさいのか知りませんねけども、そういうような状態が続いておりましたので、できるだけ早く看板をつくっていただいて、道の駅ここにありということをお皆さんにわかっていたように頑張っていたきたいと思います。

このようにしてね、ちょっと話がそれるかもわかりませんが、そら道の駅はわずか20年という歳月ですねけども、これに加えてプリズムへぐりもよく似た状態だと思います。これもね、やはり何か平群町が、公民館も一緒ですけども、建てっ放し、建てたときが花というような状態が続いております。いろいろありますけども、大阪の中央公会堂100年、日本武道館50年からまだ現役です。誰も老朽化といった者はございません。そのようなこともあるのでね、やっぱり道の駅も傷んだところはできるだけ早くしていくということですねけども、これ、全体的に統括されております副町長のほうからこれについてどのように思われておるかお伺いしたいと思います。

○議長

副町長。

○副町長

くまがしステーションのリニューアルにつきましては、基本的には先ほど課長が答弁させていただきましたようなことでございますので、当然維持補修が必要な部分については順次行っていくと。今議会でも予備費のほうで報告をさせていただきましても、やはり経過年数とともに機械設備類が段階的には老朽化によって、やはり取りかえの時期に来てくるとそういうこともあります。

くまがしステーションについては、特に直売所と売店とレストランというこの三つで構成をされております。特にお客さんは直売所目的に来訪されてるといふのが非常に多いというふうに聞いておりました、その直売所のお客さんが売店で買い物されるということでございます。レストランについてもリピーターがついてるといふふうにも聞いております。

先ほど課長申し上げましたけども、特に花のコーナーは屋根と壁、これ、ガルバ鋼板でできておりました、断熱の処理ができてないということがあります。そのようなことで、非常に花の鮮度保持に問題があるということで、エアコンがなかなか夏場効きにくいということがございますので、早急にその断熱のほうを行っていくということで考えていきたいというふうに思っています。売店についてはキャパ的なものがございますので、当然お客さんの動線に配慮してレジも設置されてますので、もう少し検討が必要かなと。ただ、陳列についてはある一定のその辺の変更なり、照明の増設、これも考えてほしいというふうに言ってるわけです。

レストランについてもそうです。一応、一部畳の席があるんですけども、これが非常に高齢者に使いづらいというそういった意見も聞いてますので、そこと1人のお客さんに対しての席がないというのもありますので、その辺も配慮してリフォームをしてはどうかというこのようなこともいろいろ考えております。いずれにしても、議員御指摘いただいておりますように、この施設については町の農業の拠点でございますので、売り上げがふえれば当然生産者の出品のほうもふえるということで相乗効果が生まれるということで、ひいては町の農業の発展につながるというようなこともございますので、施設については健全に経営できるように、施設に対する維持管理については十二分に行っていきたいなというふうに考えております。

○議長

下中君。

○11番

今、副町長のほうから細かく丁寧に答弁いただき、ありがとうございました。確かに平群の道の駅はリピーターが非常に多く、大変喜ばれている施設であります。また、出品されてる農家さんについても利益が出てくるということですので、今後とも快適な道の駅でありますことを願ひまして、私の一般質問は終わります。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 54 分)

再 開 (午後 1 時 30 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 11 番、議席番号 8 番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○ 8 番

ただいま議長の許可を賜りましたので、大きく 4 点質問します。町長初め職員の皆様には質問に真摯に向かい合ってください、答弁は質問を繰り返すことなく、簡潔明瞭な答弁をお願いします。今議会最後の一般質問でありますので、時間がたっぷりありますので、しっかり議論してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

1 点目は、第 2 次財政健全化計画の推進状況についてであります。平成 29 年度作成の第 2 次財政健全化計画は第 2 次行財政改革大綱をベースにしたもので、この大綱は 1、事務事業などの見直し、2、組織・機構の見直し、3、定員管理・人事管理の適正化、4、人材育成の推進・確保、5、住民協働の推進、6、電子自治体の推進、7、持続可能な財政構造の実現の 7 項目を挙げており、1 から 6 まで達成できないと持続可能な財政行動の実現ができないと思います。

それを踏まえて作成されました第 2 次財政健全化計画は、5 年間で歳出を 4 億 4,000 万削減し、歳入を 4 億 1,000 万ふやし、合計約 8 億 5,000 万の財政改善を図る計画になっております。平成 30 年度決算では歳出で電算経費の委託料、使用料の削減、新規採用職員の抑制は達成できたが、臨時職員の配置見直しは未達となり、歳入では町有地売却は大幅な未達となっておりますが、結果として、計画より 2,700 万アップしたとのことでした。

その後、10 月 24 日開催の全員協議会の説明では最新の財政シミュレーションよりもと、本年度は収支とんとん、来年度は 1 億 1,800 万円の赤字になり、その赤字が続き、令和 6 年には 7 億 7,600 万の赤字となり、財政健全化基準の実質赤字比率が早期健全化基準の 15% を超え、17% になるとの見通しを示されました。第 2 次財政健全化計画の町有地売却が思うように進まなかったら、また来年度から臨時職員の会計年度任用職員制度の移行に伴う

人件費の増加や、今年度、駅周事業保留地の処分に伴う差損補填が発生などによって令和5年には早期健全化ラインを超え、令和6年には財政再生ライン20%を超え、財政再建団体になるおそれが十分考えられるわけであります。

そこで、第2次財政健全化計画の現時点での推進状況について、確認の意味合いも含めて2点質問します。

(1) 計画最終年度まで歳出を4億4,000万削減する見通しは。

(2) 同じく計画年度最終年度まで歳入を4億1,000万円増加する見通しは。なお第2次行財政改革大綱で電子自治体の推進を掲げていましたが、第2次財政健全化計画では電算経費の委託料、使用料の削減をするということになっております。もう平群町は電子自治体になっているのでしょうか。私にはそうは思えませんが。

2点目は、民泊を推進して平群町を元気にすることについてであります。

昨年6月15日に住宅宿泊事業法、民泊新法が施行され、今まで旅館、ホテル、民宿等の営業は旅館業法や建築基準法の縛りがあったものが民泊新法では宿泊日数などの制限があるものの、保健所への届け出だけで住宅を宿泊施設として有償で貸し出せる、営業できる制度であります。この民泊は空き家の活用として地方創生につながると言われており、宿泊者は地域の人々との生活を体験でき、ゲストとホストが交流することによって地域の魅力を発信でき、地域にお金が落ちることにつながるわけでございます。

町内の宿泊施設はかんぼの宿大和平群、千光寺ユースホステル、信貴山の宿坊・玉蔵院、千手院、成福院があるわけでございますが、町の宿泊施設のバリエーションをふやすため、町は新しく民泊をやろうとする人に補助金を出すなど支援を行い、民泊を誘導して平群町を元気にすべきではないでしょうか。

ちなみに政府はクールジャパンを国策としており、その一環でインバウンドを推進しております。観光庁、総務省の資料によりますと、定住人口1人当たりの年間消費額は120万円で、インバウンド、訪日外国人旅行者1人当たりの消費額は15万6,000円。定住人口の8人分になるわけでございます。また、国内宿泊旅行者1人当たりの消費額は5万円ということでもありますので、25人分と同水準、同額になるということでもあります。国も新しい法律をつくり、観光に、特にインバウンドに力を入れていることが理解できるわけでございます。平群町も乗りおくれることなく、町内の宿泊をふやすことで町内消費、活性につながるわけでもありますので、ぜひとも民泊を推進していただきたい。

3点目は町内サイクリングロード沿いの観光開発についてであります。

県は広域的周遊観光を促すため、サイクリングロード「ならクル」を県内31ルートを設定しており、町内には生駒市東山から広域農道を経て三郷町勢野

に至る全長10キロ、高低差208メートルの信貴山ルート、T11と生駒市真弓から国道168号線バイパスを経て斑鳩町三室に至る全長25キロ、高低差121メートルの竜田川ルート、C15があり、町内には2ルート設定されているわけであります。

そこで町内のサイクリングロード、サイクリストサポートの施設の充実を図り、サイクリングロード沿いの沿線を観光資源として開発すべきではないでしょうか。現在、竜田川ルートにはサポート施設としてトイレやタイヤの空気入れができる自転車休憩所として道の駅へぐりが登録されており、信貴山ルートには自転車休憩所として信貴山iセンター、サイクリングに優しい宿として信貴山の宿坊・玉蔵院が登録されております。

ちょっと気になることですが、竜田川ルートでバイパス、道の駅前から町道大井手線に入り、南小学校、そして国道に戻るコースになっておりますが、このルートは複雑ではないでしょうか。最近、信貴山ルートの広域農道ではサイクリングを楽しんでいる人を見かけることが多くなりました。特に土日は学生さんなどが競技用自転車で練習に励んでいる姿をよく見かけるわけでございます。

なお、サイクリングロード以外に平群町には環境省の近畿自然歩道の「生駒山・鳴川峠・十三峠をめぐるみち」「高安山、信貴山をめぐるみち」「矢田丘陵をこえるみち」の3ルートが設定されておりますので、「ならクル」とあわせて、町は観光資源として平群町にウエルカム、お金が落ちる仕組みづくりは重要ではないかと考えます。

4点目は、太陽光発電設備の廃棄処分時の安全対策についてであります。太陽光発電パネルの廃棄時は業務用ソーラーパネルは産業廃棄物、家庭用住宅用ソーラーパネルは一般廃棄物となり、町が責任をもって廃棄処分することが求められるわけであります。ソーラーパネルはアルミ枠で固定されており、アルミは有価物で再資源化できますが、パネル本体は、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質を含む製品であることから、適切に処分しないと土壤汚染につながる、発生することになるわけです。

太陽光発電の補助金制度が1994年からスタートし、2009年から電気の固定買い取り制度、FITが始まり、大規模太陽光発電、メガソーラー事業者が一気にふえ、新築住宅への太陽光発電も普及したようであります。しかし、太陽光発電パネルの寿命はといたしますか、耐用年数は20年から30年とされていることから、今後、ソーラーパネルの劣化等により大量廃棄の発生することが考えられ、また災害時に破損したソーラーパネルが町に持ち込まれることが考えられることから、2点質問いたします。

(1) 町内の太陽光発電設備（住宅用、業務用）の設置状況。

(2) 町の住宅用ソーラーパネルの廃棄処分時の安全対策についてであります。

以上、私の質問は4点です。よろしくお願いたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の御質問の1点目でございます。

第2次財政健全化計画の推進状況についてお答えを申し上げます。本年6月において質問をいただいております内容であり、また9月議会での決算審査の資料といたしまして御報告を申し上げたことと重複いたしますが、平成29年10月に策定をしました第2次財政健全化計画は、終盤を迎えた平群駅周辺整備事業や文化センター・図書館建設事業、清掃センターの焼却灰処分など大きな財政出動が必要な事業に着手をすることから、その財源確保のためにより具体的かつ財政健全化に特化した計画でございます。計画に掲げた事項につきましては、歳出で大きな項目といたしまして、事務事業の見直しと人件費の抑制、歳入では受益者負担の適正化、町有資産の計画的な処分、ふるさと納税の促進の項目を掲げております。

そこで、計画の進捗状況でございますが、歳出の削減事項について、個々の取り組み事項では達成、未達成はあるものの歳出事項全体としては効果額に達成できている状況でございます。

一方、歳入の増加事項についてでございますが、御質問でもございましたが、特に町有地の処分について順調に進んでいないことなど、まだまだ未達成の事項も多くあり、歳入事項全体としては効果額は達成できていない状況でございます。このところにつきましては引き続き努力してまいります。

ただし、単年度でございますが、歳入歳出の合計の効果額では計画に達成できている状況でございます。しかし、第2次財政健全化計画の前提といたしまして、財政出動には、議員お述べいただきましたように駅周事業の保留地処分の差損補填であるとか、また来年度から会計年度任用職員制度など、当初この計画には盛り込んでおらなかった事項がございます。これらを執行するとなれば現計画に加えてさらなる健全化事項に取り組む必要があると考えておるところでございます。

そのため、計画策定の大前提でもある行政内部の自助努力による財政健全化を第一義とすることは堅持しつつも、歳出面では事務事業の見直し、人件費の抑制両面で健全化を進めていくためにも、仕事を見直し、業務を減らし、人員

の効率的な運用に取り組む必要があると考えております。

また、歳入面におきましても処分できる遊休資産をさらに洗い出しまして、歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

森田君。

○ 8 番

今日、財政的なこのような状況を生んだのはですね、私は開発公社の解散とかですね、平群小学校と西小学校の統合、そしてこども園の新設、駅周事業、加えて総合文化センターの建設じゃないかと思います。短期間に設備投資を行ったことが、それも起債、借金頼みで行ったことが原因じゃないかと思います。そのことを申し上げて具体的に議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

今、課長から御説明ありましたが、財政効果があるのは電算機の削減、職員の新規採用の抑制、臨時職員の配置見直し、そして一番効果があるのは、先ほども課長からもありましたように町有地の売却じゃないかというふうに思います。先ほど質問しましたが、平群町は電子自治体になってるんでしょうか。その答弁はなかったというふうに思います。

もう一つは、新規職員の採用を抑制するというところでございますが、私が12年前に議員になって、職員が本当にたくさんの方が途中でおやめになった。私は30人以上の方がおやめになってるんじゃないかと思うんです。それなのに、私は国からの制度、新しい制度の導入によって町の仕事がふえてるわけというふうに思うわけですが、職員が遅くまで残業してる姿も見ませんし、土曜、日曜がフルに出勤してることも見ません。本当にそんなことで問題のない町のオペレーションができてるんでしょうか。そのことについてお答えください。

それと臨時職員のことでございますが、来年度から新しい会計年度任用職員制度ですか、導入するわけですが、過日の説明では8,800万ぐらいふえるというふうに聞いておりますね。当然国からの補助金は出ると思うんですけども、全額、今までの経験からすると国が面倒見てくれるというふうに思わないんですけども、そのことについてどのような見解をお持ちなのか。

それと先月でしたかね、インターネット公売、若葉台のゲートボール場と町の町営住宅の売却がインターネット公売にかかっておられたと思うんですけども、その結果はどうなってるんでしょうか。

それと計画に上がっております南保育園5,000万、中央公民館・人権交

流センターが1億9,000万でしたかね。その他5,000万、合計3億5,300万の見通しはいかなってるんでしょうか。これは何度も申し上げておりますが、中央公民館、本当にあの面積で売れるんですか。何度もこれ、言ってるんですけども。これ、皆さん見ていただいたらわかると思うんですけどね、中央公民館の土地はこれは、商工会館か、あすのす平群も含めて面積は計上されてると思うんです。それはいいんですけども、商工会館どうするんですか。何度も言ってるのに。それと忠魂碑の移設。お地蔵さんの移設。借地の方との交渉はどうなってるのかですね。令和3年度に売らないといけないんでしょう。場合によっては、今からでも条件つきで売ることにはできるんですよ。不動産の売買なんて。引き渡し時期を考えれば。このことについてはぜひともお答えいただきたい。

以上ですが、質問をそれだけですかね、ちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点、申しわけございません。ちょっと電子自治体化の件、答弁が漏れておりました、申しわけございませんでした。まず、今申し上げました電子自治体化の推進についてということでお答えをまず申し上げます。

第2次行財政改革大綱のいわゆる電子自治体の推進につきましては今日の社会情勢を踏まえまして、当然引き続き今後も推進をしてまいるというところでございます。ただ、この大綱におきましても当然導入等のコストについては注視をする、コスト削減に注視するということが計画の中で明記をしておるところでございます。第2次財政健全化計画におきましても基本的にはこの大綱の考え方を踏襲いたしまして、システム発注時であるとか、また日常の利用におけます電算経費、いわゆる日常的な経費の削減というのを目指すものでございますので、決して平群町が電子自治体化、もう既に整っておるかとかもう完全なのかというものではございません。こういった手合いのものにつきましても非常に社会情勢変化しますので、日進月歩のともありますので、そういうふうな日々の対応をしてまいりたいというところでございます。

続きまして、再質問でいただきました職員の仕事量というところでございます。確かに議員お述べいただきましたように、ここ数年職員が定年退職、並びに今議会の補正でも上げましたように中途退職というふうなことも含めて職員数が減っておるといふことは現状でございます。ただ、職員のほうも、

その反面、そんなに遅くまで残業してであるとか、休日を返上して仕事をしているという姿が見られないというところがございますが、それぞれ課におきましていろんな職務分担等をはめながら、鋭意自分の職種については創意工夫をしながらなるべく時間内に終わるように。その部分につきましては決してお金の問題だけではないし、残業をしないということはやっぱり昨今言われております働き方改革のこともございますので、そういうふうなことは重々職員にも指導しながら、職員もそういうことを考えながら効率的に事務をやってくれてるのではないかとというふうに思っておるところでございます。

ただ、おっしゃられたようにいろいろ国からの情報をいただくに当たって、さまざまな事務もふえてまいります。いろんな対応というのもあります。職員の業務量についてはやっぱりここ、ふえておるのではないかとというふうな危惧もしておるところではございますが、そういった対応で消化をしておるところでございます。

次に、会計年度任用職員の件でございます。この件につきましては、当初、この健全化計画つくりましたときにこの項目の中には盛り込んでないとか、その時点ではこういうふうな制度の改正があるというふうに反映されてなかったのも、この計画自身には入ってございません。答弁でも申し上げましたように、こういう新たな財政事情が発生するというので、この健全化計画の中でももう少し取り組みをしっかりとやっていく項目をふやしてやっていくということは必要であるというふうに申し上げたところでございます。

この会計年度職員の費用の部分でございますが、当然各自治体ともそれだけ行政需要、また財政出動がふえるということでございますので、一定平群町における基準財政需要額というのが当然膨らみます。そうになりましたら交付税のほうで一定の対応はされるのかなというふうには思っておりますが、それも人件費ということですので、どの程度反映されるのかっていうのは正直ふたを開けてみないとわかりませんが、一応制度のスキームといたしましては、そういった交付税で対応というふうに、まず今のところは思っておるところでございます。

次に、若葉台のゲートボール場なり、また下垣内の住宅の跡地ということでいわゆる公有財産の売却のところでございます。結果から申し上げましたら、若葉台のゲートボール場につきましては公売等をかけておりますが、まだ売却には至ってないというところでございます。下垣内の住宅の跡地につきましては、今ちょっと売却に向けて交渉といたしますか、お話が進み出しつつあるということで、これもふた、ちゃんと、下駄を履くまでという話ではないんですけども、ちょっとまだ詰めのところまで行ってないんですけども、今、売却に向

けて鋭意努力をしておるといふところでございます。

続きまして、同じく土地の売却の関連でございますが、この健全化計画におきましては南保育園であるとか中央公民館、人権交流センターの土地の売り払いというのも当然計画の中に入れておるところでございます。今、議員が御質問の中で述べていただきましたように、特に中央公民館につきましては借地の問題であったり忠魂碑の問題であったり、またそれ自身、宅地自身の形状とかいったものもありますので、なかなかそれを一つずつ解決をしながら売却をするということは大変困難な作業であるというのは、我々も重々承知をしておりますが、この土地につきましてはもう公民館自身が新しい文化センターに移設するわけでございますので、当然遊休地となるわけでございます。その土地の利活用というものは、売る、売らないということも非常に大事なことですけれども、まず活用という部分で申し上げましたら、何かの形で処分をしていくというのが絶対大事になってくるころでございますので、その辺の課題につきましてはそれぞれ担当課のほうで今、鋭意努力してくれてるといふふうに報告をいただいております。

あとのまた、南保育園や人権交流センターの跡地につきましても当然跡地利用ということで今考えておるところでございます。特に南保育園につきましては、数年前より跡地利用の件についていろいろ検討はしてるわけですが、まだちょっと具体的にどういふふうな利用をするといふところまでは至ってないというのが現状でございます。

人権交流センターにつきましても当然解体後売却ということになっておりますので、その売却に向けて鋭意努力していくといふふうな方向性でございます。

以上です。

○議長

森田君。

○8番

ありがとうございます。本当に町の職員の方、忙しいと思うんですけどね、悪いんですけど、中央公民館なんかもっと早く整理すべきじゃないですか、誰が考えても。この借りてる方の、公民館の下の地権者の方とかですね、この裏の駐車場の方とかですね、もう話終わってるんですか。この地蔵さんの管理は誰がやってるのか知りません。忠魂碑にしてもですね、100万ぐらいではおさまらんでしょう、移転が。移転場所にもよるんでしょうけども。やっぱり総合的にですね、町長みずからがですね、頑張ってもらわなあかんのちゃいますかね。もうね、平群町はね、にっちもさっちもいかない状況に私、来てると思うんですよ。よく出るんですけどね、財政健全化には住民の負担を極力避ける

というようなことを言ってるんですけどね、私は平群町には打ち出の小づちはないと思っております。あれもこれもできるわけじゃないわけですから、あれかこれか集中と選択をお願いしないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけど。

今の歳入の町有地が計画どおり売却できなければ、今の話であれば町営住宅の売却しか見通しが立たないということであれば3億の穴があくんですよ、皆さん。3億の穴。3億の穴があくわけですから、もっと本当に全庁レベルで職員が共通認識を持ってやらないと。これはもう2年先に見えてるわけじゃないですか、課長、町長。一番大事なことはこの人件費の抑制。人が問題があるんですけどもね、私は人についても、忙しいからできないとかいろいろあると思うんですけども、職員が不足してるように私は思います。そういうことを申し上げておきます。

ちょっと申し上げたいのはね、11月16日に議会報告会が午後から、町は午前中の住民説明会あった後、開かれたわけですけども、元職員の方から「平群町は財政が非常に厳しいという状況が十数年来続いているが、何をして赤字になっているか。ある一定の見通しを具体的に示すことが大切じゃないか。それを明確にしないと住民にとって理解しようがないのではないか。納得はできないのではないか」という御意見を賜っておりますが、町長はこのようなことについてどのように思っておられますでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、いろいろ御指摘をいただいたところでございます。特に町有地の売却につきましては、ちょっと先ほどの答弁でも申し上げましたが、当然今、課題として、特に中央公民館の関連については課題としてわかってる部分でございますので、その部分については当然担当課のほうで今、それぞれの地権者の方であるとか、団体の方とかいうふうには交渉をしてるといふふうには聞いておりますので、公民館が解体するときには一定方向性を定めながら売却に向けて進んでいくというふうに取り組みをしていきたいというふうには考えております。

次に、議会報告会の関係でございます。私もちょっと出席はさせていただかなかったのですが、どういうふうな内容かというのは今、議員のほうから御質問の中でお聞きするのはちょっと初めてでございますが、非常に財政状況厳しいというのは十数年前から申し上げていると、まだ一向に改善されてないじゃないかというふうな、多分そういうふうな趣旨の御発言やったのかなというふうな

は拝察するところでございます。その原因という部分では、何がというふうなところはもちろんあるかと思いますが、やはり一番大きなのが、やはり議員の御質問の中であったことかと思いますが、ここ数年にわたって土地開発公社の解散から、その時点でそれぞれの公共施設の更新、学校であるとかこども園もでございます。区画整理事業、駅前の事業もでございます。こども園もでございます。文化センターもでございます。そういった面的整備といいますか、あとハード整備の部分が少し手をつけずにおいておいた時期がございましたので、それが短期間で重なったというのが今日の財政危機を招いておる一つの要因であったとは思っております。

以前からの部分でございますが、当然平群町は収入源といいますのがやはり町税収入等々の大きなものになっております。そういった意味で社会情勢の変化に伴いまして、やはり個人の住民税が減ってくる、地価の下落によりまして固定資産税が減ってくるというふうなそういう税収の減をうまいこと勘案しながら行政執行がうまいことできてなかったのかなと。もう少し早い時期から今のような行革であるとか財政の健全化というのを具体的に着手をしながら、今日の財政危機というのを少し予見しながら行政執行をやればよかったのかなというのは今となつてのことでございますが、少し我々今財政に携わらせていただく者も反省はしておるところでございます。いずれにいたしましても、今日の財政状況については真摯に受けとめて、今後の財政の健全化についてはもう鋭意努力するしかない、これしか言いようはないんですけども、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長

森田君。

○8番

ありがとうございます。課長ね、大変なことだというふうに、私、町長も含めてね、大変なことの事態だと思うんですよ。もうぼつぼつ悪いんですけども、財政健全化というんですかね、財政シミュレーションも一つじゃなくて、ある事態が起こればどんなことになるのかということをやはりつくって、もう本当の姿を議会にも示してもらわないといけない時期に私は来てるんじゃないかなと思います。これは議員でもそうですし、住民の方にもきっちり説明する責任があるんじゃないかなと思うんです。私はですね、本当に町の財政状況はどうしようもない事態にもう陥ってるんじゃないかと。誰の責任とかそういうことは申し上げません。町長ね、思い切ってね、住民のため、職員のために、逆に言えば生駒市に合併を申し込むとかですね、そういうことも考えていただきたい。もうそんな平群町単独でやれるような事態じゃないと、私、思います。

そのことを申し上げまして、次の質問をお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の２点目の御質問にお答えをさせていただきます。民泊を推進して平群町を元気についてお答えを申し上げます。

昨年６月に施行されました住宅宿泊事業法では、急速に増加する民泊について、安全面、衛生面の確保がなされていること、騒音やごみ出しなどによる地域住民とのトラブルが社会問題となっていること、観光客の宿泊ニーズの多様化していることなどが、そのことに対しての対応をするために、年間の提供日数の上限や地域の実情に応じて実施の制限を設けるなど、いわゆる一定のルールを定めた上で健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに法整備がされたものでございます。これによりまして外国人観光客の増加などによる宿泊施設不足の対策とともに、国内外からの観光客の受け入れや全国どの地域においても促進することができ、宿泊施設のない地域においても観光客の増加と経済効果の高まりが予想されるとともに、人口減少による空き家対策と重ねることによりまして、地方創生や地域の発展を目指すことができると言われておるところでございます。

これまでに平群町においては、民泊事業の需要や事業意欲のある方への調査などは行ったことはございませんが、民泊サービスを開始するには奈良県への届け出を初め住宅状況によりまして消防設備などが必要なことや、奈良県の信用保証協会の融資制度の活用があること、また万一の事故に備えた損害賠償保険への加入など事業意欲のある方に対しまして、今申し上げましたような情報提供、窓口の紹介や各種の情報提供に努めてまいり、支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○８番

ありがとうございます。県の資料によりますとね、１０月１５日現在、県内の民泊は１４４カ所登録されております。奈良市が３７件で、橿原市が２０件、明日香村が１４件、近くの三郷町では２カ所、斑鳩町で３カ所、王寺町で２カ所民泊施設があります。それも観光地じゃなくて住宅地の中に登録されております。今申し上げましたように、国は住宅のストックに非常に困ってるようで、建築基準法も２００平米の用途変更であれば確認申請が要らないような状況の

法改正も行っておるようでございます。

そういうことを申し上げて、ちょっと持論だけ申し上げて言っときますが、家内が千光寺のほうで聞いた話ですけども、千光寺ユースホステルにも外国人の方が訪れるようで、言葉は大丈夫ですかとお尋ねしたところ、身振り手振りで何とかありますよと。家内も御年配の80ぐらいの大塚さんから無料の翻訳ソフトを、逆にダウンロードしてもらったようですね、先ほどの今議会でも外国語教育の充実をもう質問があったようですけどね、私はある意味、習うよりなれろということじゃないかなというふうに思います。

私も外国語が全然わかりませんが、私ごとですけど、先月フランスのパリに出かけましてですね、3泊しましたんですけどもホテルがとれない。困ったことで、インターネットでですね、シェアハウスに泊まりました。1DKで1泊1万1,000円、調理器具も調味料も全部ついてるといふ。非常に快適な生活を送れて、1万1,000円ぐらいでしたからホテルより安く泊まれたというふうに思っておりますが、また、どういうんですかね、四国ではゲストハウスも泊まったことございます。平群町でいろいろバリエーションをふやすことによって非常によくならないかなと。

京都は今オーバーツーリズムになっておりましてですね、それは必ず奈良に私は流れてくる。今は奈良市内ですけど、奈良市外の市外以外のところにも流れてくるというふうに思うわけですけども、今、このホテル業界とかいろいろ業態が変わってきております。宿泊と食事を、泊まる場所はホテルでも食事を出さないところがふえてきてるようです。逆に言えば、レストランで宿泊させるという、オーベルジュというんですかね、そういうものもできておりますので、先ほど言うた民泊のことも含めて1回調べてください。調べてですね、私は外国人呼ぶことが町政の活性化につながる、消費につながるというふうに思うんですけども、その辺のことについてもう一度お答えいただけませんか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

確かに観光というのは一つの大きな産業であるというふうなことは十分認識をしております。平群町におきましても観光ということで、いろんなところでPR、足りないところはあるかと思いますが、観光基本計画などを策定した上でその取り組みについては鋭意努力しておるところでございます。当然観光客を呼ぶこと、特に今インバウンドということで、外国のお客さんに来ていただ

くということは、私も新聞紙上であるとかテレビとかそういうふうな情報でしか得たことがないんですけど、かなり経済的な効果あるというふうなことは言われておりますので、平群町においても何かそういうふうな機会がといますか、そういう方々が何か平群町のことを見ていただけるようなPRみたいなものを行った上でそういう人たち、外国の観光客の方々にも来ていただけるような取り組みというのは当然やっぱり今後やっていかなあかんのかなという思いは持っております。

ただ、具体的にそしたら平群町でどうやってこうやってやればそういうふうな取り組みが完結していくんやというのもまだ全然頭の中で整理もできておりませんし、それぞれ担当課のほうとも協議も済んでおらない話でございますので、きょういただいた御質問につきましては、今後庁内のほうで一定調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

森田君。

○8 番

ありがとうございます。私、先般ですね、宇陀市の選出の県議員と話す機会がありましてね、宇陀にありますカエデ園、これ、小学校の跡地をカエデを1, 200種類ぐらい3, 000本植えてる。私も去年伺ったとき、春だったんですけどね、ことし1年1万人入ったということなんですよ。1万人。それから先月でしたかね、中ごろ、天理駅前の子どもの遊び広場、トランポリンあるところ、もう4時過ぎでしたけども、子どもでいっぱいでした。だから皆さんもね、歩いてくださいよ。カエデ園も何かというたらテレビ放映があって、SNSの配信をすることによって、非常にお客さんがふえたという。もともとあれは安堵町にあったやつらしいんです、話聞けば。安堵町が断ったから奈良に行って宇陀に行ったらしいんですよね。

だから私は先ほども臨時職員の話もありましたが、もう悪いんやけども、ネットに強い、おたく系の臨時職員でも入れてですね、もうそんな紙データとかじゃなくて電子データというんですかね、それでばんばん発信しないと平群町には人は来ませんよ。何か婚活サイトが来年の2月にやるとかいうことはあるんですけど、そんなことも含めてですね、やはりネット配信ですね。もう世の中、物すごく進んでますよ。先ほど言いました私フランス行ったのも全部インターネットですから。新幹線の予約も。だからもう悪いんですけども、今の行政の職員じゃなくて枠を超えた職員を入れられて新しいことに取り組んでいただきたいなというふうに思います。これは意見として申し上げておきますが、

私もできるだけ協力したいと思いますので、いつでも言っていただいたら限りある情報でございますが、知り合いもございますので協力させていただきたいと思います。

そのことを申し上げて、次お願いいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、町内サイクリングロード沿いの観光開発に対しましてお答えします。

森田議員の大きな3項目めですが、近年サイクリストの増加に伴いまして、全国的にもサイクリングロードの整備が行われております。奈良県におきましても議員お述べのように、当町においても「ならクル」でルートが設定されており、多くのサイクリストが訪れております。先ほどの長良議員の御質問でも答弁させていただきましたように、11月に第2回信貴山サイクルロゲイニングが開催されました。地図をもとに時間内にチェックポイントを回り、得点を集めるというスポーツです。町内のチェックポイントとして信貴山、杵築神社、千光寺、道の駅くまがしステーション、イタリアンジェラートとパスタの専門店のm a m m aなどをコースに設定をして、参加者からの発信を通して町の観光資源をアピールすることができたと考えております。今後もこれらの取り組みを通じてサイクリストを受け入れる体制づくりに配慮しながら「ならクル」と連動させ、より多くの方々に周知していきたいと考えております。

また、議員より御提案いただいております近畿自然歩道と「ならクル」と合わせて観光資源としてはどうかについてですが、本町は生駒郡内及び近隣市町村と連携した周遊型観光を実施している中で、奈良県は現在、京奈和自転車道の整備を始め、もっと楽しくもっと快適にサイクリングを楽しむための環境整備を進めているところであります。奈良県がサイクリングの魅力創造に全力で取り組んでいるこの機会を利用し、近畿自然歩道と「ならクル」、それと町が設定していますハイキングルートと連携させて周知し、町内の景観、史跡など観光資源の活用につなげていきたいと考えております。

また、先ほどの答弁でも触れましたが、本年9月に道の駅くまがしステーションの駐輪場に15台分のバイクスタンドを設置しております。これ自体は簡単な設備ではありますが、これに高価なロードバイクを安全に駐輪できる設備となっております。休日にはところどころで満車になっているというようなことで、大変好評を得て、レストランの利用増にもつながっているところであります。サイクリストが町内にお金を落とすしていただくには、他の商店、店舗

においても道の駅にあるようなバイクスタンド、あるいは特産品の配送サービスの拡充なども必要と考えております。議員からの御提案は貴重な意見として今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長

森田君。

○8番

この質問ね、私ね、悪いんですけども、平成26年の9月議会で質問させていただきました。また、トイレの設置につきましてはですね、その後の27年度でしたかね、そのときも27年の6月議会にあのファーマーズマーケットの前にちゃんとトイレを設置してください。これは県の事業だから県に働きかけますということの御答弁をいただいておりますが、まだ設置されていないということは計画を、そういうことをお願いしていただいたのか。お願いしていただいたのか、やっただけないのかちょっとわかりませんが、本当にね、今、本当にサイクリングされてる方がふえてきています。もう一つ、ランをしてる方もふえてきてます。マラソンじゃなくて山を駆けめぐる方もふえております。先ほど言うたバイクの方もふえてます、確実に。だからそういうことをきっちりですね、何もやっています、やっていますじゃなくて具体的に動いていただきたいと思うんですよね。

これ、荒井知事の9月でしたかね、地域フォーラムの。この26番目にサイクリストのことが書いてます、サイクリングロードのこと。また、ありましたね、これね、11月号の県民だよりに。世の中全然変わってきてるんですよね。もう要するに趣味が多様化してるかどうかわかりませんが、変わってきてますので、情報をきっちり入れて、もう一つはね、宿泊施設ね、先ほど言いましたところで千手院、成福院が何に優しい、サイクリストに優しい宿とかいう登録、例えば千光寺もできますしですね、あそこのかんぼの宿もできるわけですから、いろいろ働きかけていただきたい。もう町のお金使わなくていいわけですから。ぜひともそういうことをお願いしていかなというふうに思うんですね。

やはり県と、県の力をかりないと私はどうしようもできない。先ほど言いましたように、イベントするにしても定期的にね、サイクリング大会をやるとかですね、提案していただいたらいいんじゃないかなと思うんですよね。信貴山ルートはアップダウンもあって、非常に自転車やる方には向いてるコースじゃないかなと私、思うんですよ。ぜひともそういうことをお願いして、この問題はこれで結構です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。森田議員さん4点目の御質問にお答えいたします。

まず、1個目の町内の太陽光発電設備の設置状況はについてでございます。町内の太陽光発電設備の設置状況についての回答でございますが、町独自での調査集計は行ってございませんが、経済産業省の再生可能エネルギー電子申請公表ウェブサイトによりますと、平群町の設置状況といたしましては、424件となっております。なお、住宅用、事業用のそういう区分けはちょっと把握はできませんでした。

そして、2番目の住宅用パネルの廃棄処分時の安全対策でございます。事業者が撤去を行えば産業廃棄物となり、災害時等で住民が撤去を行えば一般廃棄物となります。そこで2点目の住宅用パネルの廃棄処分時の安全対策についての回答でございますが、電気工事士やメーカーの専門家が行うこととなりますが、モジュール（発電パネル）は光が当たると発電しますので、解体時には表面を遮光シートなどで覆い、ゴム手袋やゴム長靴の安全対策をし、ケーブルコネクタを抜いたらビニールテープで絶縁が必要となります。モジュールはガラスでできているが、破損し、雨でぬれると含有物質が流出するおそれがあります。ブルーシートで覆う等して保管する必要がございます。モジュールには重金属が含まれている物が多いです。メーカーによって成分が違うので、成分を確認してリサイクルする必要があると考えてます。今後、廃棄される状況が起これば以上の点を踏まえ留意するよう啓発をしてみたいと思います。

○議長

森田君。

○8番

ありがとうございます。発生するんじゃないかと、もう発生することは目に見えるわけじゃないですか。これ、2017年の10月、自民党の機関誌なんですけども、高市代議士が太陽光発電設備の廃棄処分時の安全対策、これを提案しておられます。問題があるともうその時点から。国にも働きかけてるということですかね。今、悠長なことを言っておりますが、災害、このたびの、昨年の西日本豪雨、ことしの台風によって住宅用太陽光パネルが飛散して非常に問題になったと。発電して感電とかですね、そういうことの。実際太陽光パネル光当たれば発電するわけですから。そういうこともやはり考えないといけないんじゃないですかということを申し上げてるんですけども。町が責任を持って一般廃棄物ですから処分しないとイケないんじゃないですか。その辺のことについてどのように考えておるのか。それで変にほられたら土壤汚染になるわけ

ですやんか。

先ほどの、午前中の稲月さんの質問でもあったように、パネルは一般的に言うて鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれてるのは一般的だと思うんですよね。これは法定耐用年数が17年。メーカーでは20年から30年ということになってますのは、ぼつぼつ出てくるわけですね。災害時になったらもうどっと出てきますよ。平群町にも災害が起こらないとは限らないじゃないですか。そのことについてもう一度答弁ください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

基本、処理困難物でございますので、町で処理はできないと考えております。処理業者で行う等になると思います。

○議長

森田君。

○8番

だから、そういうことも考えてですね、悪いんですけども、こういうのは大手の大栄環境かどこかにきっちり、西日本の災害のときに大量発生したわけですから。今回の台風で飛散して、これ、問い合わせですね、早急に対策を講じていただきたいと思う。対策というんですかね、処理方法というんですか。その辺はいかがですかね、課長。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません、お待たせしました。基本的にそういう専門の業者もいるということでございますので、その辺も今後、啓発を含めて行っていきたいと思いません。

○議長

森田君。

○8番

国もですね、住宅用太陽光発電の規制強化というのを先週でしたかね、方針を打ち出しております。というのは先ほども申し上げましたように、昨年 of 西日本豪雨とかことしの台風で非常に問題が発生した。これは住宅用だけじゃなくて業務用も発生したようなことでございますので、早急に検討いただきまして、また、機会を見て説明していただきたいというふうに思います。

以上のことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時28分)